

令和6年9月11日開会

令和6年9月20日閉会

令和6年

第3回定例会会議録

小豆島町議会

令和6年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第97号

令和6年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月4日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和6年9月11日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和6年9月11日（水曜日）午前9時28分

閉 会 令和6年9月20日（金曜日）午後1時23分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9 月 11 日	9 月 20 日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	中 松 和 彦	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 森 上 有里子 (第1日のみ)

議事日程

別 紙 の と お り

令和6年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月11日（水）午前9時28分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 7名
- 第4 報告第7号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について (町長提出)
- 第5 議案第53号 令和5度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第6 議案第54号 小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第55号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第56号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第57号 小豆島オートビレッジ YOSHIDA 条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第58号 小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第59号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第60号 小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定について (町長提出)
- 第13 議案第61号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について (町長提出)
- 第14 議案第62号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号） (町長提出)
- 第15 議案第63号 令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） (町長提出)

令和6年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月20日（金）午後0時58分開議

- 第1 議案第53号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第56号～第60号に対する総務建設常任委員会審査報告について
- 第3 議員派遣の件について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

令和6年9月11日開会
令和6年9月20日閉会

令和6年
第3回定例会会議録
(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願い申し上げます。

今期定例会の議事日程につきましては、去る9月4日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第3回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、また猛暑が続く中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、令和5年度の各会計決算認定のほか、報告1件、条例案件6件、補正予算の審議2件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たっての挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、6月5日以降、9月3日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件についてはお手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番藤本傳夫議員、12番安井信之議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と20日とし、会期は本日から20日までの10日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から20日までの10日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますよう、お願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願いします。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 大下です。2回目のトップバッターで、質問をさせていただきます。

今回は、2つの質問を用意してございます。1つは、移動販売で買物支援ということと、もう一つは災害時協力井戸の登録制度について質問いたします。

まず最初に、移動販売で買物支援をとということについて質問いたします。

最近、高齢化や免許証返納で買物に支障を来している人が増えております。この対策として、以前は商工会職員によって移動販売がされておりましたが、なくなってしまいました。現在、一部の事業者で移動販売がなされておりますが、なかなか消費者の希望に応え切れていないのではないかと思います。幸いなことに、今では大手のスーパーによって

も移動販売が実施されており、広い範囲の買物を支えてくれています。最近は、車をもう一台増やされたようです。皆さんから高く評価されているところでもあります。

企業の社会貢献ということにもなりますが、大変よいことだと思います。買物難民と呼ばれる人が増えつつある現在、企業のこうした移動販売に行政が協力し、必要な支援をして、より広く中身の濃い移動販売が実施できるよう、支援の充実を図っていくべきだと思います。今元気な人でも、いつ、何どき何が原因で買物難民になるか分かりません。

また、先行して移動販売をされている事業者に対しても、事業に際し必要な援助ができるよう補助制度などを整備して、新規参入の機会をも促しながら移動販売の充実を図っていくべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から移動販売による買物支援に関するご提案をいただきました。

買物支援事業については、かつて議会等からのご指摘も踏まえ、移動販売車の購入費を町が負担し、採算面も考慮して、一定の固定経費を毎年補助しながら、小豆島町商工会が実施する移動販売事業まごの手マーケットを平成27年から実施しておりました。

しかしながら、担い手となっておりました商店が採算面から撤退の意向を申し出たことから、令和5年3月に廃止したところでもあります。

一方で、同時期に、議員のご指摘にもありましたけれども、大手スーパーが新規参入したこと、また包括連携協定を締結しておりますコープかがわの宅配サービスが拡充されたことに加え、地元商店による既存の移動販売も継続されていることから、複数の民間事業者の営業努力によって、買物支援の充実が図られてきたところでもあります。

現時点で、町で把握している範囲では、地域からさらなる充実を求める要望などは聞き及んでいないこと、また町内の高齢者人口も令和3年をピークに減少に転じており、まごの手マーケットの事例同様、採算面からも地元商店の新規参入は見込めないことから、議員ご提案の新たな補助制度については考えておりません。

しかしながら、高齢化率が県下で最も高い本町において、買物支援は重要な取り組みであることは十分認識しており、利用者の多いコープかがわとの意見交換の場を定期的に設けて、需要と供給の実態に応じてよりよいサービスの提供を要請してきたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ありがとうございます。

以前の移動販売もなくなって、今は大手スーパーさんの活動で大分助かっている人も多いと伺っております。

町では、昨年でしたが、主要なバス停への移動であるとか、買物支援も含めて、一部地域においてジャンボタクシーの実証運行をされたようですが、結果は芳しくなかったと聞いております。利用が少なかったということは、利用しにくかったということもあろうかと思えます。要するに、便利だとは考えられなかったということでもあります。

この実証運行の場合、これ利用しますと、結局家からバス停まで歩いて、バスを降りてからの買物ということになりますが、それは大変だったと思えます。食事は、弁当を取れば簡単に済みますけれども、それでは食事を楽しむという形にはならないと思えます。食事は、いろいろな食材を一手間、二手間をかけてこそ中身のある食生活ということになるかと思えます。したがって、皆さん食材を買われるわけですが、一般的に言いますと、大根、キャベツ、レタス、芋、ナス、ニンジン、白菜、ピーマン、南京、ジャガイモなどなどを買って求めるわけですが、これだけでどれだけの重さになるかお分かりでしょうか。今、申し上げた品々で約3キロを超えています。これを持ち歩き、かつ家がバス停からすぐそばならいいけれども、500メートルでも離れていては持って帰れるものではありません。この夏のような猛暑でしたら、到底無理な話であります。

よくよく考えてみますと、小豆島は適当に集落があつて、それを結ぶ道路は整備されています。これは、移動販売にはもってこいの環境でもあります。つえ代わりにカートを使えば、食材の運搬にも困りません。楽しんで買物できますし、地域の皆さんとのコミュニケーションも十分図れると思えますので、行政の支援もぜひ欲しいかなと思うところであります。

よく聞きますが、高齢者の方で3年に一度の免許の更新です。今回、今年ですね。今回の免許の更新は何とかなったけれど、3年後は無理かもしれないという高齢者ドライバーが数多くいます。買物難民は増えていくと思えます。

移動販売を求める声が強くなってくると思えます。そうした意味で、いろんな審査を重ねて検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 大下議員から、買物支援のさらなる充実というところの再質問ですけれども、町長から答弁させていただきましたとおり、既存の事業者でありますとか、また包括連携協定を締結しておりますコープかがわ、こちらについては年に一、二回程度、実際の現場の声、また事業者のサービス、そういったところをうまくこうした

買物難民と言われる方々へ、どのような形で提供できるかというところで意見交換の場を設けております。

コープかがわにつきましては、大下議員ももうご承知かと思えますけれども、グループで宅配をするケース、それから個人での宅配をするケース、こうしたそれぞれのニーズに応じて対応ができるということも伺っておりますので、そうしたサービスについても周知できるようにこれから努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） ありがとうございます。

今ある制度も十分活用しながら、事を進めていっていただきたいと思います。

続いて、次の質問に参ります。

災害協力井戸の登録制度をとということで質問いたします。

南海トラフ地震の発生が危惧されています。この地震が発生すれば、停電や断水は容易に想像できます。それも相当長期間に及ぶと思われまます。関係各機関との災害応援協定はいろいろとありますが、ほとんどが被災者となることを考えると、本当に救援はあるのかと不安になります。

しかし、それでも人は生活していかなければなりません。長期間電気は来ない、水は出ない状況の中での暮らしは過酷なものとなります。最悪でも、僅かな食料や飲料水が何とかなっても生活用水が足りません。トイレや風呂、洗濯など大量に必要になります。給水車では足りず、猛暑の中だとすれば家でも避難所でも相当な混乱に陥り、大変困った状況になってしまいます。

これを救うために、井戸を活用すべきと考えます。井戸は、多くの家にあつたし、自主水源として活用した企業もあります。最近では使われなくなってきましたが、まだまだ利用できる井戸はあるはずです。そうした井戸を災害協力井戸として登録してもらい、災害時に活用すべきと思います。定期的な水質検査をはじめ、手押しポンプを設置したり、衛生面から蓋をしたりして、必要なときに多くの人が安心して使えるようにしておくべきです。

災害時の生活は、どんなに大変でも耐え抜かねばなりません。ライフラインの基本である電気、水の復旧まで住民の生活を支えるためにも、急いで整備すべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 大下議員から災害協力井戸の登録制度についてご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、能登半島地震においては水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水したことにより、生活用水の確保が大きな課題となりました。

生活用水確保のために、住民等が主体的に所有井戸を開放し、自治体が利用できる井戸の情報を住民に発信するなど、井戸を代替水源として活用する事例があったとお聞きしております。

また、県内では、令和6年4月から東かがわ市が災害応急用井戸登録制度として、登録の呼びかけを開始しております。

大規模災害や渇水により、上水道の広域的な断水が発生した場合に、復旧や給水体制が整うまでの間、地域における生活用水を応急的に確保するための取り組みは、近所や地域の方々と助け合う共助の取り組みであり、非常にいい取り組みだと考えております。

現在、災害協力井戸の活用については、香川県が主体となって登録制度のガイドラインの検討を行っているところであります。本町としましては、井戸の所有者の善意の協力による取り組みであることから、所有者に過度の負担にならない配慮や登録者のメリットなどを県とともに検討し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷 康男君） 大下議員。

○1番（大下 淳君） 正月に起きた能登半島の地震、これは相当な被害をもたらしました。能登地方は、もちろん大変でしたが、近隣の富山県、新潟県、岐阜県等々は無事であったわけですが、半年たってもなかなか復旧が進まない。そういうことを考えると南海トラフという非常に広範囲に及ぶ大きな地震を考えると、これはもう果たして復旧が可能なかどうかと思いつくところでもあります。果たして給水車は来てくれるのか、それで事足りるのかという心配になります。

電気は、電力会社となりますが、水は地方自治体ということになります。生活用水を役場が配れるかと言えば配れません。また、被災者が役場に水をもらいに行くかとなると、これもできないと思います。これは、やはり事前に井戸の水を確保して、災害に耐えるまちづくりをしておくべきです。災害に際しましては、自助、共助、公助と言われるわけですが、井戸水の活用、これはもう立派な共助に該当するものだと思います。

先ほどの移動販売もそうなんですけれども、買物難民になっても暮らしは何とかなる。また、災害で長期間断水になっても水は使える。そういう町であればいいなと思います。

すなわち、何かとんでもないことがあったときに、逃げ出す町ではなくて、逃げ込める町になるべきだと思っておりますが、町長もそういうお考えだと思うんですけども、登録制度をぜひ進めていただきたいと思います。

皆さんご承知のように、私のおうちにも井戸があります。これは、飲み水に差し支えないんです。深さ二、三メートルぐらいですが、水がかれることはありません。20年前の高潮の災害のときに、井戸水がきれいに塩水になりました。ポンプで井戸替えをしました。浅いものですから、あっという間に空になるんですけども、空になったその下の石積みのところからもう水が噴き出しておりますので、あっという間にいっぱいになりまして、二、三回続けたって全然水が減らない優良な井戸ということで、昔から近所の人が使っておったということもございますので、私自身遠慮なく提供はする予定でございますので、できたら登録第1号になれたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いして、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 次、7番高橋淳議員。

○7番（高橋 淳君） 私は、3問質問させていただきます。

初めに、人口減少への対策はです。

人口減少、少子・高齢化は、日本全体の減少ですけれども、小豆島においても同様に進んでいます。小豆島の人口は、令和3年が1万3,579人、4年が1万3,228人、5年が1万3,217人と、直近3年でも減少が続いています。

高齢者数と高齢化率は、令和3年が高齢者6,052人で高齢化率は44.6%、令和4年6,012人で45.2%、令和5年には5,813人で43.98%と高い水準にあります。

新生児の数は、令和3年に51人、4年に58人、5年に42人と、小・中学校で、小豆島町全体で2クラスしかできないこととなります。

先日、受講した全国市町村国際文化研修所の研修では、人口減が地域に与える影響として、1つ目が小売業、飲食業、医療福祉、娯楽等、生活サービスの縮小。2番目に、税収減による行政サービスの低下。3番目に、地域公共交通の撤退、縮小。4番目に、空き家、空き店舗、工場移転跡地、耕作放棄地の増大。5つ目に、地域コミュニティー能力機能の低下、共助機能の低下、この5つがあるというふうな説明がありました。

この5つの要因は、残念ながら小豆島町においても当てはまるものであると思います。人口減や少子・高齢化を止めて人口増を実現する取り組みを、町を挙げて実施しないと、この町は衰退していきます。様々な努力はされていると思うんですけども、人口減少、

少子・高齢化への町の取り組みや対策はどうなっているのでしょうか、町長よろしく願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から、人口減少への対策についてご質問をいただきました。

議員のご質問では、ここ数年の人口減少をご指摘されておりますけれども、これまでの議会答弁でも申し上げてきたように、本町の人口は1946年（昭和21年）をピークに減少の一途をたどっておりまして、78年間、一貫して人口が減り続けております。

この間、島の最大の課題は人口減少であると捉えて、歴代の町長さん、村長さんは懸命に様々な施策を実行されてきたと思いますが、残念ながら人口減少に歯止めをかけることはできておりません。それほど人口減少は克服するのが困難な課題であり、特効薬がないのが現状であります。

また、報道でもありましたように、本年8月2日に全国知事会議は政府に対し、人口減少対策の司令塔組織の設置を求める福井宣言を採択しており、まさに人口減少、少子・高齢化は国全体の大きな課題となっております。

本町には、昨年度、過去最高の200人を超える方々が移住してこられました。確かに本町にしてみれば大変ありがたいことではありますが、一方では、日本全体の人口減少、少子・高齢化が進み、東京一極集中の流れも改善されない中で、移住施策は地方自治体間での人口の奪い合いにすぎないと、こういったご指摘もございます。根本的には、国全体の課題として、いかに若い世代が安心して子供を産み育てられる、そういった社会を実現するかにかかっているものと思います。

議員ご指摘のとおり、本町の近年の高齢化率は44から45%程度で推移しておりますが、これは全人口に占める高齢者の割合であります。当然、分母となる全人口には、幼児や小・中高などの学生も入っております。つまり、本町は支える側の現役労働者世代より、支えられる側の高齢者、幼児や学生のほうが多い町に、もう既になっております。

もちろん、高齢者になっても仕事を続けて、地域社会を支えていただいている方もたくさんいらっしゃいますが、それでも今の若者は学校を卒業して社会に出た途端に、1人で1人以上を支えることを宿命づけられた世代と言っても過言ではありません。

こうした状況の中で、若い世代がどんどん子供を産み、育てようという気持ちになれるのでしょうか。われらはもう十分して暮らそうと。われらのことはもうええから、子供や若い子にええようにしてやってくれ。昨年、ある年金生活の高齢者の男性から直接いただい

た言葉であります。将来世代が頑張れるようにしてやらないと、いずれ町は成り立たなくなる。高齢者や障害者も何もかもが支えられなくなる。そういうお考えでした。歩くのもゆっくりで、病気がちのご様子にもかかわらず、次代の若者や子供に目を向けろと言ってくださいました。私も、そのとおりでと思いました。

国も、平成20年代半ば以降、高校授業料の無償化、満3歳以降の幼児教育・保育の無償化に続き、本年10月から第3子以降に重点を置いた児童手当の増額を行うなど、より一層の子育て支援にかじを切っております。

本町でも、私が就任した令和4年4月から、県下初の小・中学校の給食費無償化、同年8月からの子供医療費無償化の対象年齢拡大、いわゆる高校卒業まで無償化したということですが、また令和5年4月からの若者住宅取得支援など、次世代への支援を拡充してきたところであります。

例えば、熊本県菊陽町や淡路島などのように、大手企業や工場の進出によって地域経済の活性化と人口減少対策が一気になうといった事例も全国的にはありますが、橋の架かかっていない離島である小豆島においては、年間、現在で500人以上を数える人口減少を克服できるような企業誘致は大変難しいと考えております。

また、議員もご承知のとおり、町の課題は山積しております。一方で、財源には限りがあります。

私のミッションは、すぐに効果が出るものではありませんが、財政的に可能な限り、子育て支援や教育をはじめとする次世代への投資を怠ることなく、一方で変えるべきは大胆に変え、なくすべきはなくし、挑戦すべきは果敢に挑戦することであり、戦後克服することができなかった人口減少を少しでも緩やかにし、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくり、島づくりに全力投球することであると考えております。

最後になりますが、企業経営者の皆様におかれましては、非常に厳しい経営環境は重々承知いたしておりますが、一層の経営努力をいただき、改めて若い社員の処遇改善に目を向けてくださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 町、また大江町長さんが島の活性化、今の少子・高齢化に歯止めを打とうといろいろされておるのはよく分かるんですけども、広報を見だしたら本当に明らかなんですが、新生児が毎月ゼロから多くて3人、亡くなる方はいろいろ上下しますけど20人程度、毎月あります。人口減少がどんどん進んでいるという現状です。

今、小豆島町でもこの調子でしたら、1年に生まれる子供が20人台ぐらいになってしま

いまして、小学校は町内全部合わせても1クラスになると、今の状況です。残念ながら、人口減少、少子・高齢化は止まりません。

先日、たまたまですけど、NHKの「新プロジェクトX」、これで隠岐の海士町が取り上げられました。たまたま再放送が2回ありまして、2回ともそれを見たんですけど、海士町では人口が1950年に6,986人、2000年に2,672人と38.2%の減少をしています。財政は、町の借入れが、予算が50億円ぐらいの町だったみたいですけども102億円という危機的な状況、償還に毎年10億円要するというような状況になっていたようです。あと、町の高校生、新入生が35人となりまして、統廃合されるというような危機的状況でした。そんな中に、都会で営業もやられた山内さんという方が帰ってきて町長に就任して、第三セクターを立ち上げて、島の産物である魚介類、またその加工品を町長、町の職員が都会の飲食店等に売り込みをかけて、町の財源にしたと。高校は、海外で学校を立ち上げた経験者に移住してもらって改革して、今島留学という制度をつかって、島外からどんどん留学生、高校の留学生ですけれども増えて、今活気を取り戻して、消え行く運命の島が笑顔が絶えない島に変わっていくというような番組の内容でした。現在でも、若い人がどんどん移住してきて、非常に活気のある島になっているようです。

かつて小豆島は、そうめん、しょうゆ、つくだ煮、石材、その上に観光がすごく盛んでして、島のGDPが私もはっきり数字つかんでないんですけども、最高で400億円ぐらいあったというふうに聞いています。島外から視察に来られた方が、こんなに地場産業が活発な島はないと驚かれるという、ある意味奇跡の島でした。島のそういう産業の伝統もあるし、取り組みによっては小豆島を再構築することも可能だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 再質問にお答えしたいと思います。

隠岐の話が出ましたけれども、隠岐とかなり状況が我が島は違うわけでございまして、隠岐は豊かな海産物が非常に広い販路で売れておるということで持ち直しておりますけれども、我が町にはなかなか海産物とか、そういったものはそれほど豊かではありませんので、瀬戸内海は豊かな島ではありますが、なかなか産業面では全国的に競争できる量がないという大きな悩みもありますし、船で運ばざるを得ないといった販路も、当然隠岐もあるわけですけれども、そういったこともあります。

しかしながら、やっぱり外から若い子、学生を呼んでくるという取り組みは絶対必要だなと思っておりまして、昨年度から小豆島中央高校、これからどうするかっていう話を始

めたところであります。

今、見ておられますと、土庄も我が町も少子化がすごく進んでおります。その子たちが、今生まれる子供たちが高校生になるときに、今現在でも中学校から高校に上がるときに、島外に2割、3割抜けております。主に高松ですけど、抜けております。例えば、70人、80人しか島で生まれぬ子供の子3割が高松に抜けたら、高校とて1学年50人です。こういったときに、どうやって高校を維持するかという話を昨年度から進めておまして、ぜひ特色ある高校にして、外から学生が来て、ここで何年間か過ごすうちに、またここに残ろうかとか、そういった気持ちになってもらえるような学校にしようじゃないかという話を県の教育長ともしておられます。ぜひとも、教育は絶対に改革していかなければ、この島の将来はないなというふうにお思っております。

企業のほうは、本当に高橋議員が言うように、これだけの産業がある島は恐らくほぼありません。特に、瀬戸内海では我が島だけ。淡路島は、架橋がありますので、島と言いながら陸続きでございますので、そういうことを考えると非架橋離島では、小豆島ぐらい産業がしっかり残っている島はないということでございますので、ぜひ産業界の皆さんにもしっかりと営業活動をしていただいて、外に販路開拓していただいて、どんどん経済効果が上がるようにしていただいて、従業員の処遇改善をしていただくと。それによって、また従業員も所得が増えて、子供を2人のところ3人にしよう、4人にしよう、そういった気持ちになってもらうということが、やっぱり将来的には大事だなというふうにお思っておりますので、我々も努力してまいりますけれども、民間企業のほうの努力もお願いしたいというふうにお思っております。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

本当に、このまま行くと大変なことになるので、各分野担い手がいないという状況になると思いますので、非常にこれ情けないことになってきます。いい方策がありましたら、こちらからも提案をさせていただきたいと思っておりますし、人口減少と少子・高齢化を含めて、人口減を止めて人口増を実現するような取り組みを強くお願いいたします。よろしく申し上げます。

次に、2つ目です。

独居高齢者への対策はです。

小豆島町は、先ほどの質問でも申し上げましたが、令和5年度で65歳以上の高齢者が5,813人、高齢化率が43.98%と非常に高いレベルになってきています。高齢者への対策

は、重要な問題だと思うんですけども、今回は独居高齢者について質問します。

独居高齢者、令和2年度には1,184人、3年度には1,254人、4年度には1,228人、5年度には1,246人と、1,200人以上おると、非常にたくさんいます。

元気な間は大丈夫なんですけれども、体調を崩したり体力がなくなると、日々の生活が当たり前ができなくなり、極端な場合孤独死を招くというような可能性があります。

民生委員の方が巡回されたり、社会福祉協議会でも高齢者への様々な施策を行っているようなんですけれども、独居高齢者に限った見守りの対策を考えていく必要があるのではないかと思います。

これは、提案なんですけれども、1つ目に、町もしくは社会福祉協議会で専門の職員を雇用して、独居高齢者の見回りをお願いするというような制度をつくれなにかということと、2番目に、近所の人を見守り、共助になってくるんですけど、あとサロン活動の強化等、常時見守る共助のシステムを強化できないでしょうか。3つ目に、GPS等を使って独居高齢者の見守りを強化するというような対策は取れないでしょうか。こういう対策を取れば、独居高齢者の状況を把握できますし、孤独死等も防げるとは思いますが、町長の見解をお聞かせください。よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から独居高齢者への対策についてご質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、本町は高齢化の進展によって、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中、見守り等によって地域からの孤立を防ぎ、安心・安全に暮らせる環境を整えていくことが重要であると考えております。

具体的な施策については、介護保険事業計画・老人福祉計画の中に定めて、この計画に沿って、誰もが望む場所で自分らしく生き生きとした生活を長く続けることができるよう、高齢者の実情に応じた多様な事業に取り組んでまいりました。

議員ご提案の施策の多くも、この中に含まれておりますが、独居高齢者の見守り対策につきましても、見回り専任職員の配置という形ではなく、地域の中で健康づくりや介護予防、助け合い・支え合い活動に取り組む住民リーダーを養成し、町内各地で様々な人が重層的に支え合う仕組みの構築を目指すこととしております。

その好事例として、既に新聞や広報でご覧になっているかと存じますが、常日頃から高齢者の見守り活動や居場所づくりに取り組みながら、認知症の方を地域で支えるチームオレンジとして、神懸通の秋葉会を認定したところでございます。

さらに、コープかがわ、香川県農業協同組合、四国警備保障株式会社、日本郵便株式会社、香川ヤクルト販売株式会社など、日常の業務の中で高齢者と接する機会の多い民間事業者と見守り活動に関する協定を締結し、地域に住む高齢者の小さな異変の把握に努めていただいております。

このように、将来にわたり持続可能な見守り活動としていくためには、公的機関等特定の主体だけではなく、地域住民や民間事業者等の多様な主体が見守り活動の一員となり、相互に見守り支え合う活動を推進していくことが重要であると考えており、独居高齢者に限ることなく、地域に住む高齢者全体を支えるネットワークの強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

これは、3つ申し上げたんですけど、例えばGPS何か使って独居老人の見守りを強化すると、これプライバシーの問題とかいろいろあると思うんですけども、こういう対策を取るのやっぱりちょっと厳しいんですかね。よろしく。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） GPSに関しましては、現在、認知症等が原因で行方不明になる可能性のある方を介護する家族を対象としまして、GPS等の機器購入費の助成事業をもう既に実施しております。この事業につきましては、令和4年度から実施しておりますが、GPS機器を常に高齢者の方に持たせ続けることが難しいということ、また充電が必要ですので、そういった充電対応する方、またその位置情報の確認を行う方が周囲に必ず必要であること、そういった問題がございまして、利用について相談はございますが、今現在実績がないという状況でございます。

また、先ほど高橋議員もおっしゃいましたが、GPSの利用に当たりましては、当然のことながらその利用者のプライバシー保護ですとか、人権尊厳の問題、また監視されていると感じることへの抵抗ですとか、心理的ストレスへの配慮が最重要課題となっております。

居場所を常に把握できるという安心感という点では、見守りの有効な手段にはなり得るかと考えておりますが、一概に誰もが有効に活用できるというような状態にはなっておりませんので、今現在、必要な方が利用しやすい事業となるよう、内容等の見直しに向けて、現在調査研究中でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

G P Sでの独居老人の見守りの話なんですけれども、役場が例えば管理するとかということになると問題があると思うんで、例えば親御さんがこちらにおいでで、子供さんが都会におるといような場合、そういうシステムがいろいろと今あると思うんですけど、子供さんが親御さんの見守りをすると。そういうことに対する補助金というのは考えられないでしょうか。よろしく。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 今現在、内容につきまして調査研究をしておると申したところでございますが、ほかの市町では、今高橋議員がおっしゃったような補助事業をしているところもございます。それにつきましても、今この小豆島町でそれが有効かどうか、そういった施策を考えた上でそういう利用者、そういった方々がどれだけいるかというところはもう少し研究させていただかないといけないかなと考えておりますので、お時間いただければと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

あと、独居老人の見守り、高齢者の見守りも非常に大切な課題だと思うんで、しっかりした取り組みをよろしくお願いします。

最後に、役場跡地の活用の方針はです。

停留所の待合場所、これもできまして、役場土地の残置もほぼ確定したというふうに思いますけれども、役場跡地の以前ちょっとお聞きしたら、残置が決まった時点で考えるというようなことだったんで、現段階で役場跡地の活用の方針の進捗状況を教えてください。よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から役場跡地の活用についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、役場跡地につきましては、小豆島東消防署前から牟礼病院前交差点までの区間で、香川県による国道436号（安田工区）として実施しております拡幅事業のうち、バスレーンと歩道の設置が完了し、役場跡地の残置面積も確定しておりますが、今後も牟礼病院に向かって歩道整備や交差点改良等の事業が、数年にわたり順次進められると聞いておりますので、これまで同様、資材とか重機の置場がないことから、それに利用されることになると思われますので、この事業完了までの間は現状のまま更地で置いて

置かざるを得ないというふうに思っております。

しかしながら、この役場跡地は町の重要な場所でありますので、今後の活用につきましては、様々なご意見を伺いながら、有意義な活用方法を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。

当面、今のままということですね。具体的にこういうことを申し上げていいかどうか分かりませんが、地元の安田の植松地区になるんですけど、いろいろ案が出てきております。例えば、飲食店がないので建物の下に貸し店舗をつくって、そこへ飲食店街をつくらどうかと。あと、全天候型の子供の遊び場が欲しいというような要望があります。あと、あの地区は全然高い建物がないんです。前は役場がありましたので、そこが避難場所になってたんですが、それがありませんので避難場所が欲しいと。あと、公衆便所があそこありませんので、公衆便所が欲しい等の要望が今出てきております。あと、近々多分安田の自治会からまとめた要望書が出てくると思うんですけども、地元の要望いろいろお出ししますが、前向きに実現できるようにご検討いただけたらありがたいなと思います。

あと、非常に小豆島で大事な土地だと思いますので、十分に活用していただけるようにお願いいたします。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、3点のことについて町長のお考えを聞きたいと思えます。

まず最初に、連絡体制のデジタル化をということで、南海地震警戒注意のとき、県知事の要請の書類が速達で郵送してきました。緊急性がある事項には、より早い対応が求められていると考えます。様々な事項で、デジタル化が図られ、大変便利になってきている実感があります。

そこで、連絡体制も新たにつくっていく必要があるのではないかと思います、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から連絡体制のデジタル化についてご質問をいただきました。

南海トラフ地震臨時情報等の提供は、令和元年5月31日から開始され、今回の日向灘を震源とする地震で初めて気象庁から発表されました。

発表時の対応として、県は市町や消防本部に速やかな情報伝達をし、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など、多様な手段で住民への情報提供を行い、併せて市町は防災行政無線などでの発信と自治会等への連絡を行うこととなっております。

8月8日木曜日の夜に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、地震発生から1週間、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる体制を取るよう呼びかけるものであることから、自治会への周知を実施したところであります。

ご存じのとおり、郵便局による通常郵便物の配送は、令和3年10月にサービスの一部変更で、土日、休日配送を実施しておりません。8月9日金曜日の発出となることから、速達郵便でお送りしたところがございます。

町として把握しております総代、自治会長の情報は、電話番号、住所等に限られますので、今回は迅速、確実にお知らせする手段として、速達郵便を選択したところであります。

なお、議員ご指摘のようにデジタル化への対応につきましては、総代、自治会長さんにつきましては、香川県防災情報メールの登録をお願いしたいと考えております。それを登録していただければ、必要な情報は瞬時に皆さん方に届くというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 総代、自治会長への通知なりは、陸間の開け閉めとかそういうふうな部分でありましたので、もし津波等が来たときには、早く対応せんといかんというふうに思っております。速達が来たのが、2日ぐらい後ぐらいだったのかな。それでは対応することできないと思いますので、その辺きちんと連携を取ってもらいたいと思います。

次に、行きます。

移動手段の基本的な考えはというふうなことで、町長はバス停から遠いエリアに住む方の移動手段をどのように確保するべきかという課題に対して、オンデマンド交通、ライドシェアを検討したいとしています。距離の目安としては、地方部ではバス停から半径500メートル以上が空白地域とされていて、岡山県玉野市では1回300円で利用でき、1日200人から300人の利用があるとネットで報告がありました。

実証実験では、半年で388人の利用で、1日平均3.2人の利用となっています。近距離での移動手段を考えると違った交通手段も考えるべきだと考えますが、また運用の仕方によると目的地までの長距離運用などを考えられているというふうなことを担当課からちょっと聞きましたけど、利用対象者の特定に不平等感が出る可能性が出てくると考えますので、町長はというふうにお考えしているのか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から移動手段についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、地域内循環バスによる実証運行の結果を見ますと、定時定路線の循環バス方式では、委託料が高額で需要も少なく、経済的に持続できないことが明らかになりました。

ご質問の岡山県玉野市の事例を調べてみましたが、コミュニティーバスのほか、シータクというデマンド型の乗合タクシーを運行しており、1日当たり2千人以上の利用者数となっていることに加え、市の運行補助金も1台1日当たり1万8,700円から2万9,700円と比較的安価となっておりまして、市の財政負担は3千万円を超えるものの、コミュニティーバスの代替手段として一定の成果が上がっていると考えられます。

一方、このデマンド交通を本町に導入する場合、課題となっているのが、これまで繰り返し答弁しておりますが、高額な運行委託料であります。機会あるごとに、交通事業者との価格交渉を行っておりますが、依然として先進自治体とは大きな乖離が生じております。引き続き、交通事業者との交渉を進めてまいります。議員ご指摘のとおり、長距離の運用やエリアを広げていきますと、さらに大きな財政負担が発生することが見込まれます。したがって、まずはバス停から遠いエリアに住む方の率直なご希望を伺い、実現可能な持続性のある移動手段について、タクシーチケットの助成やシニアカーの導入など、幅広く検討していきたいと思っております。

先日、老人クラブ連合会の意見交換の中でも、例えばライドシェアでタクシー並みの料金が発生するとなったときにご利用されますかと言うと申し上げたら、その値段では利用しないということでしたので、このあたりも含めてしっかりと検討はしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） まず、町長選のときにあつたということで、そういうふうなご意見があつたというふうにお伺いしております。その人に聞くということが一番大事なかなと。というふうなことを望んでいるのかというふうなことを考えるべきだと思います。

で、その辺はよろしくお願ひしたいと思いますが、シニアカーとか、そういうなんも考えていくというふうなことなので、前向きにお願ひしたいというふうに思ひます。

次に、ふるさと村公社の職員の待遇改善をというふうなことで、全員協議会におきまして、ふるさと村の運営改善の取り組みの説明がありました。その中で、賞与支給月数の項目があり、目を疑う数値が列挙されていました。今までには、議会のほうでこれを示されたというふうなことは、私議員やって初めてやったと思ひます。最近、職員の確保ができず、様々な業務に支障が出ていると聞いておりましたが、起こるべくして起こったことだと思ひました。

一般的には、ふるさと村職員は公務員とは行かないまでも、それなりの処遇がされているものと考えていました。ふるさと村は、経営がうまくいっているときは町に貢献しているのにかかわらず、いろいろな要因で経営難に至ったときはフォローなしというのはいかなものだと考えます。処遇については、理事長、すなわち町長の考えが反映されるものとなっています。また、今小豆島では旧型の宿泊施設が淘汰され、新しい宿泊施設が計画され、職員の供給不足が懸念されています。そういう状況下でどのように対応しようと考えているのか、町長の考えを伺います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員からふるさと村職員の待遇改善についてのご質問をいただきました。

小豆島ふるさと村は、宿泊と宴会を基幹収入としており、オリーブ公園や映画村に比べ、コロナ禍の影響が最も深刻な事業形態となっております。

このため、かつては3.3か月から3.7か月の賞与を支給しておりましたが、施設の老朽化やニーズの変化により、次第に経営が苦しくなる最中に、コロナ禍によってさらなる経営不振に陥り、賞与の支給月数が大幅に下がっております。

議員ご指摘のとおり、賞与の支給については、理事長、すなわち私が判断することとなっておりますが、収益事業を有する小豆島ふるさと村においては、給与規程上、経営状況を勘案して定めることとなっております。このため、非常に不安定、かつ厳しい経営状況の中で、収支がほぼ見通せた時点で黒字額の範囲内で可能な限り賞与を支給してきたところでございます。

また、経営がうまくいっているときは町に貢献しているのご指摘ですが、かつて経営が順調なときは黒字の一部を財団から町に寄付していただいております。しかし、この寄付は全て町の特定期基金に積立て、財団の現場から要望のあった施設改修等に充てて

きましたので、町が財団からの寄付を他の事業に使ったことは一度もありません。

町と財団で締結した指定管理契約に基づき、ふるさと村内における収益性が見込めない施設の管理費用については、別途町が指定管理料として負担しておりますし、施設に対する減価償却費の負担もほぼありませんので、収益事業でしっかりと事業収入を確保さえできれば、経営状況の改善、ひいては職員の処遇改善が可能と考えております。

このため、本年6月に新たな専務理事を迎え、職員の処遇改善を最大のミッションとして、経営改善に取り組むよう指示したところであります。

また、ふるさと村の基幹収益であります宿泊施設の室料等が町の条例で定められておりますことから、今期定例会に国民宿舎をはじめとする室料等について、収益性を高めるための上限料金の改定を内容とする条例改正案をご提案するとともに、施設の維持修繕に係る補正予算を計上させていただいております。

さらに、担い手不足により、宿泊、宴会等を十分に受注できない財団の現状、また島内のあらゆる業種で人手不足が顕在化している現状を踏まえ、多様な雇用ニーズと働き方に応じた担い手確保を図るべく、雇用促進コーディネーターとして、両町で地域おこし協力隊を採用し、小豆郡雇用対策協議会と両町連携の下、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて協議を進めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 例えば、ハローワークに求人を出すときに、賞与の部分があまりにも低かったら職員来ませんよね。そういうふうなことを考えると、ある程度出していくというふうな方向に持っていかないと、人は集まってこないと思います。

また、最後のほうに言いましたけど、新たな宿泊施設ができると職員の取り合いというふうな形になってきますんで、その辺は重々考えていく必要性はあるのかなと思います。いかがですか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 安井議員から2つご指摘、ご質問をいただきました。

町長の答弁の後段のほうで、新たな雇用のあり方ということ、これは小豆島町だけではなくて、小豆島全体で取り組んでいく必要があるということで、現在、新たな取り組みに向けて進めているところです。ハローワークの求人につきましても、当然ながらハローワークとは連携を取ってますし、賞与につきましても現時点では、安井議員ご指摘のとおりで、前回の全員協議会でお示しした数字でしかございませんが、今後、今期定例会で条

例改正を提案させていただいておりますように、まずは収益性の上がる宿泊施設、ここの室料をしっかりと確保することで、最終的には町長から専務理事のほうに指示しております。賞与に還元していくと、こういった取り組みをすぐに結果が表れるものではございませんが、まずは収益を確保すると、そういった観点を持って室料のほうを今回挙げさせていただくと提案でございますので、当然、人員を確保するという点では賞与、つまり対価が募集のキーになってくると思いますので、賞与がしっかりと支給できるという段階になりましたら、ハローワークのほうにもそういった賞与月数の記載をしていきたいと思っております。

それから、新たな宿泊施設、こちらにつきましてはご承知のとおりで、既に建設中の宿泊施設もございますし、これから建設が始まろうとする施設もございます。

同じ宿泊施設で、島の中で例えば時間給がいいほうに流れていくような、そういったような心配ももちろんあるんですけども、先ほど雇用のあり方で申し上げましたが、フルタイムで雇用するっていう形態ももちろんございますけれども、ある程度働き方自体が本当に多様になっておりますので、例えば短時間だけ、あるいは時間帯を日中なら行けるとか、そういったそれぞれの働き方に対して、多様なニーズに対して応えられるような、そういった仕組みも両町、そして雇用対策協議会、こちらと連携を図りながら、それぞれのニーズに、もちろん企業側のニーズ等もしっかり合わせていって、担い手を確保してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 業務改善が図られたらというふうなことですが、人を集めるには最初は投資せんといかんと思うし、それがなかったら人は集まってこないというふうなことになってきますので、その辺頭に置いてやってもらいたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 私は、今回統合小学校のコンセプト及び建設上のポイントというところで質問をさせていただきます。

令和9年4月開校と説明のあった統合小学校についてお尋ねします。

統合校舎建設において、本年度は調査及び設計、8年度で施工し終える予定で進めていると聞いています。現時点において、統合小学校のコンセプトや基本方針、また校舎及びその他施設建設にする上で、町が特に注視しているポイント等を教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 川井議員から内海地区統合小学校のコンセプトや基本方針等についてご質問をいただきました。

内海地区の小学校統合については、大江町長就任以来、児童数の減少や現在の校舎の老朽化等の状況を踏まえ、子供たちに快適な教育環境を確保するため、早急に統合を進める方針を打ち出し、検討を行ってまいりましたが、本年2月の小豆島町総合教育会議において、旧小豆島高校跡地に新しく建設することが決定し、令和9年4月の開校を目指して事業を進めております。

統合小学校の経営方針や教育目標などのコンセプトについては、本年6月に設置した内海地区統合小学校準備委員会で協議検討を行い、町議会にも報告を行いながら、総合教育会議において決定したいと考えております。

当然のことながら、小豆島町教育委員会の教育目標である、ふるさとを愛し、人間性豊かで、たくましく未来に生きる人づくりを実現できる学校づくりを目指してまいります。

近年、グローバル化や人工知能、AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難な時代に向けて、子供たちが自ら学び、考え、課題を解決できる力を育むことが求められております。

小学校高学年からの外国語の教科化やプログラミング教育が必修化され、児童1人1台へのタブレット端末の導入、教科書やドリルの全面デジタル化の推進など、小学校の教育現場は大きく様変わりを続けており、小学校施設には様々な新しい機能が求められているところでございます。

また、小豆島町では、ふるさとへの理解と愛着を深めるためのふるさと学習、演劇を活用したコミュニケーション教育など、独自の特色ある教育を推進していますが、一方で児童の体力の向上、不登校室対策、教職員の働き方改革など、直面する課題も多くあります。

新しく学校施設を建設することで、これらの新しい教育の推進、様々な課題への対応できるような学校づくりとともに、地域との関わりについても、地域学校協働本部を核として、地域に支えられた学校づくりを目指したいと考えております。

現在、校舎の基本・実施設計業務を6月から進めておりますが、南側の野球場を運動場に、真ん中に校舎とプールを配置、北側の既存体育館は空調設備の整備を含めた全面改修、北グラウンドはサブの運動場として活用する予定にしております。

校舎については、具体的な例を挙げますと、ICT教育や英語教育に対応できる設備を

整えた特別教室、児童の様々な特性に応じた学習が実施できる通級教室、少人数教室を整備します。

また、児童の居場所、仲間づくりの拠点として、全ての児童が利用しやすい学校図書館の整備や、学校に通いづらくなった児童の学習を支えるための場所としての校内サポートルームの設置を考えております。

加えて、学校教職員の快適性や業務効率性を追求した管理諸室の整備、さらには教職員の目が行き届きやすい施設の配置、通学児童の安全性確保のための児童専用通路、周辺道路の整備など、学校現場の意見を聞きながら設計業務を進めております。

設計業務は、今年度末の完了を予定しておりますが、現在、基本設計の途中であり、皆様にお示しできるイメージ図等は完成しておりませんが、出来上がり次第、町議会や統合準備委員会及び保護者説明会等で提示させていただき、ご意見を伺いながら詳細設計を進めてまいりますので、川井議員におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 教育長ありがとうございました。

書き切れませんでした。また、後で活字を追いかけてみたいと思います。

文部科学省から、小学校施設整備指針っていうのが出ておりました。91ページありまして、読ませていただきました。その中で、ちょっとこういうような内容でしたので、第3、地域と連携した施設整備というところで、1、学校、家庭、地域の連携、協働、(1)学校施設は学校、家庭、地域の連携、協働に基づく生涯学習の基盤として、関係者の参画を5つ計画することが重要であるという、こういう項目がありまして、これ読んでましたら、この91ページの中に重要であるというところが830か所出てまいります。それから、望ましいっていうのが214か所、それから有効であるというものが183か所出てくると、トータルすると1,200。こんなこの指針、文科省が出してる指針を全て準拠するには、到底甚だしい努力が必要であろうし、ちょっと不可能かというふうに思わせていただきます。

これをまず片隅に置いておきましての質問なんですけれども、先般、草壁財産区から木材の提供というお話、提案があったというふうに聞かせていただきます。小豆島には、木材にかかわらず、石材とかいろいろと地産のものがあります。特に、最近地産地消ってところのことを観点に、この財産区のほうの提案をどういうふうに進めていくか、少しお尋ねしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今、再質問ございました草壁財産区の所有する木材の利用ということですが、これについてはご提案をいただいております。ただ、財産区の木材のある場所によっては、木材の切り出し、道路までの切り出し、その後自然乾燥するのか、そういう加工所へ持って行って乾燥して、どのような木材として活用するか。全体の構造の主体としては、木造は多分使用できませんので、イメージなんですけど、シンボリックに例えば玄関入ったときの壁面であるとか、腰壁であるとか、ちょっと分かりませんが、可能性としたら図書室での本棚への活用とか、そのあたり今後財産区とも協議しながら、どのような形でご提供いただけるのか。逆に、町としたら活用できるのか、そのあたりについて相談しながら前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。よく分かりました。

それからもう一点なんですけれども、体育館の問題ですが、先ほどの説明で体育館は旧の小豆島高校の今の体育館、社会体育施設及び大災害時の避難施設としてということで残されていますが、あれを空調改修して使用するということの事を今承りました。

あの体育館が、ざっと34年。ということは、スタートで言えばもう37年たってるということになります。37年たってるのだったら、あれあとどれぐらい使えるのか。そしてまた、新校舎、校舎は新しい。体育館は37年たってる。さて、いかがなものなのかというところがちょっと引っかかりました。

それから、中学校なんですけれども、小豆島中学が大体新しく34年で建て替えています。それから、どうしても私引っかかってくるのが、B&Gとか勤労者体育館とか言われるあの体育館も45年たつということなんです。そんなところを考えると、ちょっと考え過ぎ、広げ過ぎなのかも分かりませんが、高校生用の、それも43年前の小豆島高校のあのスケールの体育館を改修するという方法と、もう一つ、新しく小学生用の体育館を新築するという選択肢があるのかなのかというところをお尋ねしたいんです。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今、既存の体育館の改修についての再質問で、旧内海中学校が建築後33年、34年で新築に建て直したというお話が出ましたが、旧内海中学校の校舎については、耐震性の問題がありました。これは、30年たった構造的な問題じゃなくて、校舎の基礎について、幾ら上を耐震補強しても基礎が十分に入っていないということで、これはもう建て替えしかないということでの選択で33年、34年で建て直しをしております。

ご承知だと思うんですけど、池田小学校については建築後40年を過ぎましたが、長寿

命化工事ということで、5億円以上の大規模改修、長寿命化工事ということで、令和4年度に実施しまして、40年経過しておりましたけど、今後30年ぐらいは使えるような大規模な改修をしております。

現在の旧小高の体育館につきましても、今回エアコンの整備を併せて、そのあたりの大規模改修を実施しますので、耐用年数的には改修して5年とか10年で駄目になるという感じじゃなくて、イメージなんですけど30年程度は十分に使えるような体育館というふうに考えております。

当然、もともとが高校生用の体育館ということで、広さも十分広いですし、天井も非常に高い体育館です。ただ、小学校のほうで十分に活用できるという判断で、今回エアコンを設置して大規模改修を実施して、統合小学校でも現在の体育館を利用するというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。

実は、私は体育館大好きで、どうしてもこだわってしまうんですけども、最近の体育館はもう使い勝手がいいのは、必ずギャラリースタンドが少しでもあるってところなんです。やるものだけじゃなくて、見る、観戦する人たち。そしてまた、ほかの用途にも使えるようなということを考えると、体育館にはもう本当に2列でも3列でもいいからギャラリースタンドがあると、使い勝手っていうか、後々本当にいいものになっていくんじゃないかなというところから、ちょっと選択肢があるかどうかというところをお尋ねさせていただきました。

最後にもう一つ、これはちょっと建設とは離れるんですけども、多くの方からよく声を聞くんです。統合小学校の跡、苗羽、安田、星城の跡地をどういうふうにこれから進めていくのかっていうところを、もし分かる程度で説明をいただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 統合した後の現在の星城、安田、苗羽小学校については、当然のことながら地元と協議しながら、今後の利活用を検討していくと。ただ、基本的には校舎の利用はたちまち全然予定がありませんけど、体育館と運動場については地域の方が利用する体育施設として、当面の間は利用できるというふうに考えています。

その利用を続けながら、町教育委員会としては、認定こども園の候補地ということも、一つ含みながら、跡地利用については地域の方と相談しながら、校舎については取り壊しも含めて協議しながら、利用について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） よく分かりました。いろいろとお答えいただきましてありがとうございました。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 私は、2つ質問をさせていただきます。

1つ目は、南海トラフ地震臨時情報の対応、体制はということでございます。

先ほど、町長もちよっと触れられておりましたが、8月8日に日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報、これは巨大地震注意でしたが、ニュースやメディアで頻繁に報じられ、南海トラフ地震が近々発生するのかと多くの皆さんが不安に感じたのではないのでしょうか。私もいよいよ来るかと一瞬覚悟したのを、今思い出します。

また、注意は地震に対する備えを確認することで、避難所、避難経路、緊急時に備えた準備を進めておくことが大切であり、玄関にヘルメット、枕元に靴などの準備、加えて特に非常食等の防災グッズの準備が重要とのことでした。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の町の対応、体制はどうなっているのか、いたのか。また、一人一人が災害に備えようと7月号広報に掲載のとおりであります。例えば、非常食等の防災グッズの購入等に対する補助金を設置すれば、防災意識のより一層の向上にも資するかと考えるがどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から南海トラフ地震臨時情報の対応、体制についてご質問をいただきました。

まず、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、庁舎組織内の各課等で情報共有を図り、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部を設置することとなります。

今回の日向灘を震源とする地震の場合は、町内や周辺地域で大きな震度を観測していないこと、香川県に津波警報が発令されていないことから、災害対策本部の設置は行っておりませんが、災害対策本部が設置されていない場合にあっても、必要に応じて連絡会議等を開催することとなっております。

そのため、8月8日の木曜日の夜に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受けまして、8月9日金曜日午前中に連絡会議を実施し、気象庁からの情報を基に庁舎内で情報共有を図り、今後の対応について職員に周知いたしました。

次に、防災グッズ購入に対する補助金の設置についてでございますが、非常食等の防災グッズは多種多様でありますし、ご家庭での需要も様々でありますことから、防災グッズへの補助金は現時点で考えておりませんが、今回の台風10号では2日間の航路運休によりまして、流通が滞ったことから非常食の備蓄は大変重要だと考えております。

災害用の特別な備えではなく、流通が滞り、食料品や日用品の購入が難しくなるタイミングではなく、ふだんから食料品や日用品を少し多めに買って備えていただき、家庭内で常に少し多めの状態をキープしていただくローリングストック法での備蓄をお願いしているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 防災グッズの補助金の関係ですが、インターネットを見ますと、愛媛県の愛南町のほうで現実に補助金を設置して実施をされております。そこは、非常に津波が高く来るところで、ちょっと若干こちらとは違うかとは思いますが、防災グッズを皆さん準備されとると思いますけれども、より一層、準備をして、例えば台風10号のときに高齢者避難ということで、結構な避難所を開設されると思いますけれども、テレビ見よる範囲では非常に避難者が少ないという情報が出ておりました。これは、よくないことですよね。高齢者避難があれば、できるだけそちらのほうに開設をしていただいて、そこに行くと、行ってもらうというのは、やはり防災意識が低いと。低い言うたらちょっと非難があるかも分かりませんが、それだけ意識、私も含めて結構低いというようなことですので、一つのきっかけになるような形がいいのかなというので提案をさせていただきました。

それから、注意報のあれを見よりましたら、防災計画、地震対策編というのを非常に結構長い計画でしたが、注意は軽くていいんですけど、警戒が出た場合に、そこに1週間ぐらいとどまらされるというような話を聞きましたので、そういうところに1週間おるということは、調理ができなんだからいかにということで、避難所においてはそういう炊事ができないというような、調理室がないというようなこともありますので、現実に。そこら辺もチェックをちょっとしていただけたらなと思っております。

それから、7月14日に池田で防災訓練を行いましたけれども、これを契機に、恐らく計画は立てられとると思いますけれども、より一層の防災訓練の計画なんかは、今で考えられる範囲ではあるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 町の防災計画は、七夕あたりでいつもやっているとところなん

ですけど、池田地区、内海地区で交互で毎年代わりながらやっておりますので、来年度もやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 南海トラフは、今来るかも分かりませんので、恐らく何回もこういう一般質問があろうかとは思いますが、結構興味持たないと防災計画を見ることはないということなんですけれども、できるだけ住民の方に、7月号広報で出ておりましたけれども、随時広報していこうということが大事ななと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから2つ目が、内海地区統合小学校に係る説明会ということでございます。この説明会について、内海地区の統合小学校基本計画を策定、総合教育会議で検討、平成6年度早々に検討組織を設置、協議、学校整備計画が作成され次第、平成6年度に各小学校区で保護者や地域の皆さんに説明会を開催するとしているが、進捗状況を含めて説明会はいつ頃になるのでしょうか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 羽田議員から内海地区統合小学校整備事業についての保護者、住民説明会の開催時期についてご質問をいただきましたので、進捗状況を含めてご答弁いたします。

まず、本年6月に内海地区小学校統合準備委員会を設置し、7月11日に第1回統合準備委員会を開催しております。

委員の構成は、保護者代表として星城、安田、苗羽小学校からPTA会長を含め各校2名、また統合小学校に通学することになる内海地区公立幼稚園から1名、内海保育所及びせいけんじこども園から各1名となっております。また、学校代表として町内4小学校の校長、地域代表として内海地区3小学校の学校運営協議会代表、自治連合会内海分会長、町議会教育民生常任委員長となっております、18名の構成となっております。

この準備委員会においては、学校名や校章、校歌、通学支援区域、児童の服装、PTA組織など、開校までに決定すべき様々な事項について協議決定していくことにしております。

地域との関わりにおいても、学校区が内海地区全体と広くなることから、地域に支えられる小学校として、どのような小学校にしていくか、学校運営や経営方針等についてもご意見を伺いたいと考えております。

昨日9月10日には、第2回の準備委員会を開催し、学校名や通学支援区域、児童の服装

について各委員からご意見をいただいたところです。

次に、統合小学校校舎の基本実施設計業務ですが、10月中旬には基本設計がおおむね完了し、校舎外観イメージや教室配置図などが出来上がる見通しでございます。

これらの資料の準備ができ次第、10月下旬から順次、各小学校、幼稚園、保育所、こども園の保護者の皆様に対して説明会を実施したいと考えております。

地元説明会については、さらに学校づくりの検討協議が進み、整備工事についても具体的なスケジュールや工程の見通しが立った時点での開催を考えております。

開催方法は、公民館区ごとの開催を想定しており、町内各種団体への説明についてもご要望があれば対応してまいります。

これから新しい学校づくりの作業が本格的になってまいります。本町の未来を支える子供たちにとって快適な教育環境を確保し、誰一人取り残さない教育の実現に向けて、しっかりと議論を進めていく所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いして、答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 丁寧な説明ありがとうございました。

説明会はいつ頃になるのかと聞いたのは、町長が令和6年度中に説明会をやると言明されとる割に何も聞こえてこんなど。ある程度形ができてから説明会をするのでは、ちょっと意味が違うのかなというふうに私は思ってます。というのは、何で小学校のこういう質問が多いかという、やはり対象者であろう保護者の方がどうなっとんかいなというような話をよく聞きます。説明会はするする言いよんやけどという形ですけども、全体の姿が全部見えてからというのは、説明会じゃなしに報告会になってしまいますんで、説明会1回で済みますか、2回になるのか分かりませんが、できるだけ早く開いてくれというのがご要望で大きくありました。

懇談会、説明会というのは、今まで小学校の統合に関しての経緯、去年12月に古郷課長が丁寧に説明をされましたけれども、私も20年も前からの経緯は知らなかったんですが、この間、7月号の裏面に町長コラムで非常に詳しく載っておりまして、町民の方も目に止めたということで、その当時関係ない私なんかは、全然そういう話自体が興味もないし、知りませんでした。ということは、今の今度小学校に入るとか、その関係者なんかは知りません。全然。だから、こんだけやったから、もうそこら辺は省いてもええんやという話とはちょっと違うのかなというふうに感じておりますので、そこら辺も含めて丁寧な説明をお願いいたしたいと思っております。これは要望でお伝えしておきます。よろしくお願いま

す。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 8番中川光秋議員。

○8番（中川光秋君） 8番中川です。お願いします。

今回は、草壁高松航路に関して2問質問させていただきます。

まず、協議の場への国交省の参加要請について。

去る7月19日、大江町長におかれましては、国土交通省への訪庁ありがとうございました。

先日の臨時会におきまして、企画財政課長からご報告をいただきました。私も6月議会で質問をさせていただき予定でした例の調整官の件も含め、大江町長と内航課長との面談内容を具体的にお話いただけたらと思います。お願いします。

○議長（谷 康男君） ②の2番目の分も一緒に質問をお願いしますか。2点をそのまま続けて。

○8番（中川光秋君） 続けてですか、分かりました。

一応、2点目としておりますが、指定区間の現状確認ということで、草壁高松航路指定区間について、現状確認をさせていただきます。

指定区間に関して、現状はどうなっているのか。また、町の意向を確認する文書等があると思いますが、それはどこからどういう内容で届くものか。また、どなたがどういう回答をされているのか、具体的をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国土交通省海事局内航課長との面談結果についてお答えをいたします。

面談に至った経緯としましては、本年4月12日付で、住民代表有志を名乗る38名の方から、草壁高松航路の再開に向けた要望書が、私と谷議長宛てに提出され、有志代表の方とのやり取りにおいて、国土交通省本省が主催する協議の場の開催を国土交通省へ出向いて打診してほしい旨の要請をいただきました。

そこで、7月19日に国土交通省海事局内航課を訪問し、内航課長と面談し、国土交通省

の考え方をお聞きいたしましたので、その内容を正確にお答えをいたします。

まず、交通政策基本法をよりどころにした協議の場の開催についてですが、交通政策基本法は理念法であって、同法を直接的根拠として国土交通省本省が主催する協議の場を開催することはないとのことでありました。

また、高松港におけるダイヤ調整の件についてお尋ねしたところ、国土交通省がダイヤ調整を含む航路事業者間の調整をすることはない。さらに、国土交通省の方針は、独占禁止法の解釈も含めて、過去2回にわたる内閣答弁書の内容に尽きると断言されております。

次に、企画調整官から元町長宛てのメールにあった「地方自治体より話合いの場への参加の要請があれば対応を検討する」というこの文言を根拠に、議会において中川議員は地元自治体から要請があれば、国土交通省本省が全面的に協力すると約束していると何度もおっしゃっておられたと思いますが、その真意を確認したところ、四国運輸局に出席させる意味であり、全ての案件を本省で対応することではない。四国運輸局の誰を参加させるかは国土交通省が判断するとのことであり、中川議員のこれまでのご認識には大きな誤解があることも分かりました。

また、草壁高松航路についてお尋ねしたところ、小豆島は池田、土庄等各集落を結ぶ路線バスもあり、所要時間を勘案すると必須の移動手段を確保するために、草壁高松航路が不可欠であるという説明は困難であり、国として離島航路補助の対象とすることもできないとのことでありました。

最後に、これは面談の中で出た話でございますが、元町長と住民団体の代表の方が国土交通省海事局内航課へ来たことは一度もなく、都内某所に調整官を含む2人が呼ばれてお会いしただけとのことでありました。

以上が国土交通省海事局内航課長との面談結果であり、この内容は8月26日に有志代表と面談し、私と谷議長の連名の文書で回答いたしております。

なお、指定区間の現状確認については、企画財政課長より答弁させます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、指定区間及びサービス基準についてお答えを申し上げます。

指定区間の名称は、内海高松で、運航回数は1日4往復、最低輸送能力は旅客が400人、自動車が42台となっております。

また、指定区間及びサービス基準の見直しにつきましては、毎年度4月に四国運輸局海

事振興部離島航路活性化調整官から、香川県交通政策課長へ見直しの意向調査がございまして、それを受けまして香川県交通政策課長から私宛てに見直しの意見照会がございませぬ。

見直しの意見照会への回答につきましては、町長の決裁を受けまして、毎年度、意見なし。つまり、見直しの必要なしといたしておりまして、指定の解除やサービス基準の見直しを要望したことはございませぬ。

なお、平成12年10月に導入されました指定区間の概念につきましては、いわゆるクリームスキミングの防止が目的となっておりまして、平たく申し上げれば、収益の高いダイヤのいいところ取りを防ぎ、生活航路を維持するために設けられたものでございませぬが、現状において草壁高松航路の指定区間に関して、どこからも特段の意見やご要望をいただいております。

このため、意見照会につきましては、毎年、意見なしと回答してございませぬが、議会や町民の皆様から指定区間の廃止要望があり、航路事業者の賛同が得られれば、町として指定区間の廃止を意見具申することもやぶさかではございませぬので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） いろいろありがとうございます。

今、町長からのお答えと重複いたしますが、以前、町長にも見ていただきました調整官からのメール、出られるときにお渡ししたと思うんですが、これには地元自治体より話し合いの場への参加の要請があれば対応を検討してまいりますと、たしか書かれてあったと思います。実際これはメールなんですけど、対面時には私たちが出向いていきますよという調整官の言葉をいただいております。今回、町長もしっかりと訪庁をお願いをさせていただいたことですし、今でも私はそう信じております。うそをついたとか、そういう問題ではありません。解釈の違いもあろうかと思いますが、そういうことなんでありがとうございます。

それから、今指定区間に関してなんですけど、実は先日町民の方から草壁高松航路の再開に向けた要望書への回答書が私のほうへ届きました。この回答書の中の、もしお手元にあるんだしたら課長見ていただきたいんですけど、⑤の(5)に、小豆島は草壁、土庄と集落を結ぶ路線バスもあり、所要時間を勘案すると、ここらあたりが大切と思うんですけど、必須の移動手段を確保するために草壁高松航路が不可欠であり、存続すべきという説明は困難であるという文書、間違いはないですか。はい。と回答されてます。その辺りでもう一度お

聞きしたいんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 今、中川議員がおっしゃったように、国土交通省海事局内航課の課長さんが正式なコメントとして、土庄、池田、バス便があるので、草壁航路が地域住民の生活にとって必須な航路であるという理由は困難ですよということです、そのままだと思いますけれども。

○議長（谷 康男君） 中川議員。

○8番（中川光秋君） ありがとうございます。

航路再開が困難であるということにもかかわらず、片や指定区間を続けているということが、私には理解ができません。町民の方々も同様のお話をされております。指定区間であるのに、国や町、行政が前向きな努力をしないということは腑に落ちませんし、再開を待ち望まれている多くの町民の方々も納得いくものではないと強く感じております。以上、質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、4点について質問をさせていただきます。

最初に、エアコン購入補助金の新設をということです。

今年の暑さは大変異常な暑さであります。地球温暖化で、今後ますますひどくなると言われております。殺人的な暑さによって、熱中症で救急搬送される方、死亡された方もいらっしゃいます。

さらに、物価高が続き、特に生活に困窮している方はエアコンが古くて電気代がかかるとか、壊れても買い換えることが困難などという方もおられます。

全国では、エアコン購入補助や省エネ家電購入補助などを行っている自治体がたくさんあります。例えば、北海道松前町では、町の脱炭素化を進めるために、省エネ推進による消費電力の削減と、エネルギー転換による二酸化炭素排出量の削減を図るため、省エネエアコンを買換え、または新設する費用の一部を助成しています。

滋賀県甲賀市は、市内の販売店などにおいて一定基準を満たすエアコンを買換えされた世帯を対象に補助金を交付しています。

また、エアコンだけでなく、一般家庭から排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出削減のため、省エネ性能の高い家電等への入替えに要した費用の一部を助成している新潟県魚沼市、また特に高齢者に対する熱中症対策として、自宅にエアコンのない

高齢者世帯などに対してエアコンの購入及び設置費用を補助している秋田県北秋田市など、趣旨や内容は様々ですが、こういう形で実施されております。本町でも何らかの形でエアコン購入補助金制度を新設してはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員からエアコン購入の補助金を新設してはどうかとのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、今年の連日続く猛暑は異常であるとの認識は私も同感であります。世界各地で地球温暖化の影響によるとされる熱波や大雨、水害、干ばつ、大規模な山火事などの異常気象や気象災害が頻繁に発生しております。

日本でも各地で高温や集中豪雨が発生しておりまして、先日小豆島の住民にも多大な影響を与えた台風10号もその一つだろうと思います。

地球温暖化の原因は、CO<sub>2</sub>など、温室効果ガスの濃度が上昇したことが原因と言われております。省エネに取り組むことは、CO<sub>2</sub>の排出を減らすことにつながり、地球温暖化対策には必要不可欠だろうと考えております。

鍋谷議員ご提案の省エネ家電購入の補助金につきましては、家庭で取り組める地球温暖化対策であると考えますので、その方法や効果について、県内の自治体等の取り組みなどを参考に研究したいと考えております。この省エネ家電の購入補助金については、検討の余地があるものというふうと考えております。

また、生活困窮者に対するエアコン購入の支援につきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯や生活保護世帯で必要な方に資金を活用いただくことで対応しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。そもそも、生活困窮者の定義が非常に難しいということがございます。例えば、年金だけが収入と言われても、預貯金が幾らあるとか、固定資産を幾ら持っていると、年金だけでも預貯金とか資産がたくさんあれば、それは生活困窮と言えるのかといったようなこともございますので、生活困窮者を定義することは非常に難しいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 何らかの形での補助金制度ということをお願いしたわけで、特に省エネ推進のための省エネ家電への補助は検討していただけるということで、ぜひ一日も早い実現に向けて取り組んでいただけたらと思います。

次に行きます。

統合小学校は、町民の声を聞いてくださいということです。

学校の統合が決まって計画が進められております。内海地域で1つの小学校になることから、町民の関心も期待も高いと思います。

そこでお尋ねですが、先ほどのお二人の方の答弁で、最初の開校に向けた今後の具体的な取り組みとスケジュール、それから統合準備委員会の組織内容、メンバーと目的については質問を省略させていただきます。答弁いただいております。

質問については、準備委員会の内容については傍聴を認めることやその内容のニュースの配付、それから時々の保護者住民説明会、議事録の公開など、町民への公開周知をするべきだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

また、各小学校の歴史と伝統を引き継ぎながらも、未来に向けて島外にもアピールできる今の時代に合った新しい小学校をつくることが求められていると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

それから、多くの町民の意見を取り入れた学校づくりのためにアンケートやワークショップ、意見募集など行っていただきたいと思います。特に、子供たちの意見表明は大切にさせていただけたらと思いますが、そのための取り組みについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から内海地区統合小学校の具体的な取り組みやスケジュール等についてご質問をいただきました。

1点目と2点目は、ちょっと省略ということですので、3点目の準備委員会の検討状況につきましては、会議資料、議事録は町ホームページに掲載するとともに、町広報紙にも随時必要に応じて掲載し、情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、準備委員会の傍聴につきましては、昨日開催した第2回準備委員会において協議を行い、第3回以降は小学校の保護者の方には会議の開催、傍聴のご案内をするということに決定いたしました。

4点目のご質問ですが、これについても川井議員のご質問で答弁いたしました。小学校現場に求められている新しい教育への対応や教育現場が抱えている問題の改善策をしっかりと施設整備に反映させていきたいと思っています。

さらに、苗羽小学校の音楽部活動など、各学校に受け継がれている伝統ある特徴的な教育活動や各学校が行ってきたふるさと学習のよいところを選んで、島外にアピールできるすばらしい統合小学校を目指したいと思っております。

最後に、多くの町民の意見を取り入れるためのアンケート等の実施については、準備委員会でも昨日協議いたしました。アンケートの内容についてもご協議いただき、今後、アンケートは実施したいというふうに考えています。アンケートについては、通学方法や標準服の採用、選定などを想定しており、子供たちの意見についてももしっかりお伝えいただければと思います。

新しい学校づくりには、準備委員会等を通して幅広く町民の皆様のお声をお聞きするとともに、ホームページや広報紙などによる情報発信と町議会や保護者説明会においてもご意見をお伺いしながら学校づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほどの質問された方の答弁の中で、町長は高校について特色ある高校、教育改革が必要であるということをおっしゃいました。これは、小学校にも当てはまると思いますが、その点のちょっと確認をお願いします。

それから、建築について基本設計ができた段階で説明会をして、皆さんの意見を伺いながら詳細設計ということの答弁がありましたが、羽田さんも少し言われていましたが、町民の皆さんの意見をもっと十分に聞くことが大切ではないかと思います。

例えば、これはちょっと前の記事なんですけど、坂出で魅力的な学校へ市民の声ということでワークショップが開かれたと。皆さんの意見を聞いたということがあります。本町でも多くの方の意見を聞く、そういう準備委員会ではない、もっと幅広い方が参加しての学校に対する要望とか、意見を聞くワークショップを開催する。そういうお考えはないですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 1点目の特色ある教育についてというんは、ふるさと学習とか、苗羽小学校の音楽等で先ほど答弁したと思うんですが、再質問の意図は何か違うんでしょうか。ちょっと、その点が分かりません。

2点目の校舎等の施設整備について幅広く意見を聞くということは、当然そういうご意見もあると思うんですけど、実際建物、校舎を設計していくときに幅広く意見を聞いて、例えば1人、2人の意見があったからということで、実際、設計作業に反映することは非常に難しいと思います。そのあたりについては、学校経営、運営する上で学校現場、学校の管理職、教職員のベテラン教員等の意見を聞いて、教育しやすいような教室の確保であるとか、備品等の設備を含めて考えていくということで、学校の校舎、建物の設計に

ついて幅広くご意見をお伺いするという事は、遊園地造ったり、娯楽施設を造るわけではないので、学校の施設については少し難しいのではないかと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） すいません、先ほど町長が前の一般質問の答弁で言われたのは、高校についてでしたが、小学校については町長はどのようにお考えか、ちょっと一言お願いできたらと。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 小学校につきましては、我が町で特徴がある教育は今までもやってきておりますし、さらにもう一つ加えるならば、今中学校でSTEAM教育を導入しておりますけど、そういった国内でも最先端の教育が導入できればいいなと思っておりますけれども、それはやっぱり学校現場が対応できるかどうかということも大事ですので、そのあたりをしっかりと協議しながら、できることできるし、できないことはできないという形になると思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 1つ、参考になるのではないかと思います例を見つきましたので、ちょっと紹介したいと思います。

北海道の安平町では、1年生から9年生がともに学ぶ義務教育学校として、2023年4月に新しい学校が開校したそうです。子供に優しいまちづくりを目指して、子供たちが当たり前に意見ができるとか、安心して遊べるまちづくりということで、地域団体と連携しながら相談をしてきたそうです。町民参加のワークショップ、新しい学校を考える会を新たに教育委員会が主催して、学校の再建について広く保護者や地域住民の意見を聞きながら、よりよい学校建設に向けて進んできた。大人と子供たちが真剣に議論を重ね、児童・生徒だけでなく、図書館や会議室など、地域の方々も利用できる公民館的な、そういう施設での学校を造って、子供だけでなく地域の住民も一緒に学べる場所っていう、そういう学校ができているそうです。

そのとおりは難しいとしても、やはりみんなの意見を聞いて造っていく学校というのが、これから何十年も地元に残る学校づくりで大事ではないかなと思うんですけども、その意見を全部取り入れなくても、そういう意見があるということを十分みんなの声を聞いて、みんなと一緒に大人も子供も意見を出して造った自分たちの学校ということ、そういう学校を造っていただきたいと思うんですけども、教育長いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） みんなの意見を聞くというんは、非常にきれいな言葉なんですけれども、先ほども言いましたように、施設整備についてはなかなか難しい面があるということはおし上げておきます。

逆に、ソフト面では、先ほども言いましたけど、これまで内海3小学校あって、それぞれの伝統があって、地域に支えられてきて、地域学校協働本部も既に設置しております。この3校が、旧内海地区に1つの統合小学校になります。非常に範囲が広がりますので、逆に言うと地域が学校を支える力は大きくなりますけど、そのあたり伝統行事とか地区によって違いますので、そのあたり3つの小学校が実施していることを全て統合小学校で実施することは難しいと思います。

その中で、どのようなふるさと学習とか、地域との関わりとか、そのあたりについては現在ある地域学校協働本部の活用も含めて、統合準備委員会で様々な今後の学校経営、どのような子供たちにふるさと学習等を含めて、特色ある教育を実施していくかということについては、十分幅広くご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほどの一般質問の中で、少子化対策、人口減についても話がありました。やはり、島外にもアピールできる新しい学校ということで、伝統もこれまでの特色ある内容も大事だと思います。地域との連携。だけれども、小豆島の小学校にしかない、今までのものを含めて新しい形、そういうこともできたらなど、保護者の方もそういう思いを持っている方もたくさんおられます。そういうどういう学校にするかというソフトの面でもいいですけども、もっと幅広い方とか子供の声を集めるワークショップっていうのは、実現は難しいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） ワークショップ等の実現が難しいかと言われれば、ワークショップ自体は可能だと思います。ただ、その目的であるとか、どのような形でやるか。先ほど言いました統合準備委員会には、保護者の代表が6名、幼・保も含めたら18名中9名が保護者の代表ですので、そこを通じて様々なご意見をお伺いしたい。また、その代表の方がそれぞれの学校、幼稚園、保育所、こども園で、教育委員会のほうで説明が必要だということがあれば、現場に出向いていって説明をし、いろいろなご意見をお伺いしたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 新しい小学校は、本当にみんな期待してると思います。島外

の方も、子供を通わせたいと思わせるような、そういう小学校ができれば、夢かもしれませんが、せんけれどもいいなと思っておりますので、ぜひ皆さんの声をしっかりと聞いて進めていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

パワハラなど、職場のハラスメント対策はということで、主に町内の職場、庁舎のことです。

職場のハラスメントとは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動で、パワハラ、セクハラ、マタハラなどがあり、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格もしくは尊厳を害し、または職員の勤務環境を害することとなるものです。公務員のハラスメントのニュースが世間をにぎわせておりますが、ニュースになるのは氷山の一角で、表面化できなかった潜在的な問題が多くあると言われております。

パワハラについては、2020年の改正労働施策総合推進法で、使用者に対策が義務づけられ、被害の可視化と対策の具体化が求められてきました。

公務員に対しても、人事院規則10の16、パワーハラスメントの防止等で、パワハラを防止するためには、職員一人一人がパワハラが職員の人格や尊厳を害するものであることを理解し、互いの人格を尊重し、自らがパワハラを行わないようにしなければならない。管理または監督の地位にある職員は、パワハラを防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、パワハラに関する苦情、相談が職員からなされた場合には、苦情、相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならないなどと規定されております。パワハラなどのハラスメントに対してどのような取り組みや対策を行っておられるのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から職場のハラスメント対策についてご質問をいただきました。

ハラスメントへの対応につきましては、平成27年4月に作成した小豆島町ハラスメント防止等に関する規則及び小豆島町ハラスメント防止に関する基本指針に基づき行っております。

この規則及び指針は、職員が個人として尊重され快適に働ける環境づくりを目的としてセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント及びモラルハラスメントの防止、排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応を定め

たものであります。

職員からハラスメントに関する相談があった場合、当事者や第三者から事実関係の聴取を行い調査の結果、相談に係る行為がハラスメントに該当すると認定された場合は小豆島町分限懲戒委員会において、置ける手続を経た上で、職員の処分を行うこととしております。

ハラスメントの未然防止に関する対応策につきましては、人事異動の時期となる令和6年4月の課長会において、規則及び指針を周知し、良好な職場環境を確保するよう指示したところであります。

我が町におきましても、かつてはパワーハラスメントが横行し、何人もの職員が早期退職するといった時代がございました。二度とそういうことがないように、しっかりとハラスメント防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 規則、指針があるということで、それに基づいて進めていただきたいんですが、1点だけちょっとお答えできたらお願いしたいんですが、かつてはあったということですが、現在、現状についてはどのように捉えておられますか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 現在におきましては、懲戒委員会等でかけるような事案は発生しておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） よろしく申し上げます。

最後の質問です。

大阪・関西万博に子供を参加させないでくださいということです。

万博会場の夢洲1区では、3月に爆発事故が発生しました。会場となる夢洲は、ごみの最終処分場です。事故が起きた1区には、団体バス乗降場が設けられますが、地下には焼却灰、下水汚泥など有害な廃棄物が埋め立てられています。土の中で発生する大量のメタンガスを常時83本のガス抜き管で排出しており、起こるべくして起こった事故と言えます。

駐車場から会場までは、徒歩30分以上かかり、休憩所やトイレも少なく、地震による建設残土の液状化の危険があり、高さ20メートルの大屋根リングは落雷の危険性が高いと指摘されています。夢洲では、強い毒性を持つヒアリ550匹が発見されています。

夢洲へ行く陸上ルートは、橋とトンネルの2か所しかなく、地震などで通行不能となれば、ピーク時には1日20万人を超えるとされる来場者が会場内に取り残され、孤立する重大な事態に陥ります。防災実施計画も大災害時に大型船を当てにするなど、実効性が乏しい内容です。万博には、このような命と安全に関わる大問題があると思います。

しかし、香川県は万博に参加する費用約4億円を計上し、県下の生徒、学生を参加させようとしていると聞いております。

そこで、質問です。

県の要請などがあっても、危険な万博に子供たちを参加させることはないように求めますが、どのようにお考えでしょうか。また、教育委員会、教職員の方は、これらの万博会場の危険性を十分に周知しておられるのでしょうか、お願いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から町内の児童・生徒について大阪・関西万博に参加させることがないよう求めるという趣旨のご質問をいただきました。

ご質問にあった爆発事故や安全性、利便性についての報道があることは承知しております。一方で、令和6年4月には、内閣官房の万博推進本部がセキュリティー安心・安全に向けた取り組み要綱を策定しており、安全性が担保されない状況で大阪・関西万博が開催されることはないと思っています。

万博開催に当たって、主催者から参加者への注意喚起があるような場合でない限り、教育委員会として各学校等に対して、万博への参加を控えるような要請をすることは、現時点では考えておりません。

町内の小・中学校の修学旅行につきましては、全ての学校において宿泊施設や公共交通機関の予約などの関係で行程の変更は難しく、次年度においてもこれまでと同じ行程を計画しており、大阪関西万博への訪問は予定しておりません。

また、香川県から万博参加への要請があった場合においても、特に町の教育委員会から各学校に対して前向きに検討するよう要請することは考えておりませんが、先ほどご質問にもあった大阪・関西万博、未来を担う子供たちの体験学習支援事業として、補助制度があることは承知しております。

しかし、万博はグローバル人材の育成に資する国際理解教育の推進や課題解決能力の育成に寄与する課題解決型学習の推進の観点から、子供たちにとって貴重な体験となることも事実だと思います。このため、現在のところ、来年度各学校が万博を訪問する予定は聞いておりませんが、各学校において、保護者の意見を聞いた上で、万博の安全性について

十分に情報収集し、児童・生徒の安全面を最優先し、費用負担や児童・生徒の身体的負担、教育的効果などを総合的に勘案して、学校行事として参加する場合は学校の判断を尊重したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 小豆島町の学校が、修学旅行で万博に参加する予定はないということは伺っております。行事として参加する可能性というのはあるのでしょうか。修学旅行以外で、関西へ行くということはないと思うんですけども、その可能性について。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） あるんでしょうかと言われたら、非常に答えにくいんですけど、各学校において体験学習ということで、1泊2日の宿泊学習を実施している学校もありますので、その行き先の選択肢として保護者のほうから意見があれば、絶対にはないとは言えないと思います。先ほど言いましたように、十分学校、保護者が相談した上で、子供たちの教育に資するということであれば、可能性としてはあると思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 万博については、学校行事として参加を求めながら肝心の海外パビリオンの内容もいまだ分からず、参加する日時もパビリオンも選べず、会場の下見も開幕までできないということで、特に6月下旬以降は夏は熱中症のリスクもあります。大人数の子供たちを一度に参加させるというやり方については問題があります。安全性の確保と言われましたが、これはできていないと思います。この危険性というか、万博会場の危険性というのを教職員の方にも周知をしていただけたらと思います。その点いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほど、行く可能性はあるとは申し上げましたが、現実的に小豆島から日帰りということは非常に難しいと思います。その上で、先ほど体験学習等で宿泊学習があると申し上げましたが、今の段階で計画がないのに、これから万博開催時期に向かうのほうで宿泊の予約を取るということも非常に難しいので、実際には参加は現実的ではないというふうには考えています。

あと、教職員の周知については、教育委員会のほうからその点について改めて周知することは考えておりません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 参加はないということでお願いします。以上で終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第7号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第7号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第7号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

本件は、小豆島町の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第7号令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率であります。表の上段が本町の算定結果で、中段、下段が国で定められた早期健全化基準、財政再生基準であります。

早期健全化基準が、いわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考えいただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算もしくは収支均衡となっており、また介護保険施設の企業会計につきましても資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率を示しております。5年度決算では5.8%となっており、前年度の6.2%から少しだけ改善しております。

ます。これは、一般会計の元利償還金が約8,800万円の減となったことが影響してございます。

ちなみに、令和4年度決算における全国的な結果を申し上げますと、全国市区町村の平均は5.5%、香川各市町の平均は7.6%となっております。

次に、将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を示しているかを表したものでございます。5年度決算につきましては、将来の借金返済予定額等を町が持っております基金や交付税算入予定額が上回っていることから、該当なしのバーとなっております。

次に、2の資金不足比率であります。介護保険施設事業会計におきましては資金不足額はなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上のように、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、健全な状況となっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書に記載しておりますが、特に指摘すべき事項はないとの意見を頂戴しております。以上、簡単ではございますが、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第53号 令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの5つの特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長及び担当事務長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第53号令和5年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

本件は、令和5年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から介護保険施設事業会計まで7つの会計につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会にてそれぞれの関係課から説明があらうかと存じますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要につきまして、施策の成果の財政編によりご説明を申し上げます。

なお、一般会計の決算の状況であります。例年同様、他団体との比較や施設別経費の分析が可能な決算統計の数値を基に説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断り申し上げます。

それでは、施策の成果の財政編の2ページをお開き願います。お手元の資料、もしくはタブレットのデータどちらでも構いませんので、2ページをお開き願います。

まず、令和5年度の決算額は、歳入総額Aが128億6,270万1千円、歳出総額Bが115億6,355万円となっております。前年度に比べますと歳入総額Aが8億4,344万3千円、率にして7.0%の増となっており、主には繰入金、繰越金の増が要因でございます。一方、歳出総額Bにつきましては、5億9,312万2千円、率にして5.4%の増となっており、主には令和4年度決算剰余金の処分に伴う減債基金積立金の増によるものでございます。この数値から、他会計との重複計上を避けるための各種の規模控除や、基金繰入金等の調整等を行った普通会計の歳入総額Gが129億6,608万6千円、歳出総額Hが115億3,680万9千円となっております。

以上の結果、形式収支Iは14億2,927万7千円となり、これからJの繰越明許費の繰越財源2億1,339万2千円を差し引き、決算統計における実質収支Mは12億1,588万5千円の黒字となっております。単年度収支Nは、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、2億1,319万7千円の黒字でございます。これに財政調整基金への積立金0、189万7千円を加えた実質単年度収支は2億1,509万4千円の黒字となっており、昨年度に引き続き黒字決算となっております。この要因につきましては、ふるさと納税が堅調に確保できていることなどが考えられますが、昨年10月のふるさと納税返礼品と経営比率の厳格化により、寄付額が下がっておりまして、ふるさと納税につきましては今後の見通しが困難な状況になってございます。以上が一般会計決算の概況でございます。

なお、歳入歳出における主な増減理由につきましては、決算特別委員会における各課からの説明と重複いたしますので、本日は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の概要につきまして、ごく簡単にご説明申し

上げます。6ページ、7ページでございます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計でございます。

7ページの左端に記載のとおり、実質収支は収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、前年度からの繰越金の要素を除き、積立金の処理を加えた実質単年度収支は、国保、介護保険特別会計で赤字となっております。

なお、各特別会計の決算につきましても、各担当課から詳細な説明があらうかと存じますので、内容説明は省略させていただきます。

また、企業会計であります介護保険施設事業会計の決算につきましても、別冊決算書により担当課から説明があらうかと存じますので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをご覧ください。

主な財政指標でございます。

まず、上から3行目、標準財政規模につきましては、普通交付税算定における基準財政需要額の公債費算入額が減となったことなどにより、対前年度マイナス7,972万9千円減の57億3,489万9千円となっております。

次に、その下の財政力指数と、2行下の自主財源比率につきましては、それぞれ0.285あるいは38.0%となっております、依然として三割自治が続いてございます。

次に、その下の経常収支比率であります。対前年度0.5ポイント悪化し、90.6%となっております。こちらも、普通交付税が減額となったことが大きな要因でございます。

次に、その下の実質赤字比率から将来負担費率までの健全化判断比率につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

次に、財政調整基金の積立金現在高であります。

令和5年度末現在高につきましては、利子相当額を積み立てたことから、対前年度189万7千円増の23億9,748万7千円となっております、本町発足以来、最大の額となっております。今後の人口減少による財源不足への対応をはじめ、万一の大規模災害に備えて、一定額を確保したいと考えてございます。

また、その下の減債基金の積立金現在高につきましても、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度の決算上預金を活用して積立てを実施したことなどから、2億9,404万6千円増の22億395万5千円となっております。

現在、池田地区の改良住宅の更新事業に着手しており、その先には草壁地区改良住宅の

建て替えにも取り組んでいく必要がございますが、財源として活用する公営住宅建設事業債は、交付税措置のない単なる借金でありますことから、将来の財政運営に極めて大きな影響が発生いたします。このため令和5年度の決算剰余金につきましても2分の1程度の7億円を減債基金へ積立てし、償還財源にしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地方債現在高につきましては、町債の新規発行額が9,360万円の増になりましたが、旧内海病院の残債償還が進み、当該残高がマイナス2億3,740万円の減となったことなどから、対前年度マイナス9,679万7千円減の100億7,819万3千円となっております。

最後に、9ページの7、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費及び8、物価高騰対策関連事業費の決算状況につきまして、簡単にご説明申し上げます。

個別の事業につきましては、各課から詳細な説明がなされると存じますが、全体の規模感を申し上げますと、コロナ関連では、決算額合計で2億6,423万円となっており、物価高騰関連では2億1,341万2千円となっております。財源につきましては、おおむね国庫支出金を活用いたしております。以上、決算統計の数値を基に令和5年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後についても、持続可能な財政環境の構築に向けまして、特定財源の確保をはじめ、施策の重点化によりまして適切な財政運営に努めなければならないと考えているところでありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。決算状況の総括説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（長町耕作君） 令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の29ページをお願いいたします。

令和5年度の小豆島町介護保険施設の運営は、昨年を引き続き、基本的な感染対策を徹底し、業務を遂行してまいりました。

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から法的に5類感染症となり、感染症の影響を受けた前年度と比較し、介護老人保健施設、通所リハビリテーションは利用が伸びました。特別養護老人ホームは、お亡くなりになり退所となる方が増えたことにより、利用が減となっております。

燃料費や給食材料費等の物価高騰の影響もありましたが、看護師が1名増、介護士が1

名減となり、人件費が減少し、それに加え利用者が回復したことにより、収益が顕著に推移し、黒字決算となりました。

では、まず業務でございますが、令和5年度の老健入所の利用者数は9,737人、1日平均利用者数は26.6人となっております。通所の利用者数は4,745人で、1日平均利用者数は19.6人となっております。特養入所の利用者数は2万465人、1日平均利用者数は55.9人となっております。特養短期入所の利用者数は1,287人で、1日平均利用者数は3.5人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、電動リモコンベッド、U型ダイニングテーブルを購入いたしまして、設備の充実を図っております。

続きまして、経理についてご説明をいたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億6,062万7,954円で、前年度と比べまして702万6,120円の増となっております。内訳といたしましては、介護老人保健施設事業収益が2億523万3,158円で、前年度比5.28%の増、介護老人福祉施設事業収益が2億5,539万4,796円で、前年比1.26%の減となっております。

一方、総費用は4億4,096万3,113円で、前年度と比べまして63万2,571円の増となっております。内訳といたしましては、介護老人保健施設事業費用が1億9,243万4,327円で、前年比2.37%の減、介護老人福祉施設事業費用が2億4,852万8,786円で、前年比2.18%の増となっております。

この結果、収益的収支は1,966万4,841円の純利益を計上することとなり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、当年度末未処分利益剰余金は9,891万997円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入0円に対し、資本的支出は58万6,300円となっております。以上、簡単ではございますが、令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案については、12名の委員をも

って構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時18分

再開 午後 1 時22分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に三木卓議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

~~~~~

日程第6 議案第54号 小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次に、日程第6、議案第54号小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第54号小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の4ページをお開きください。

議案第54号小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、第1条の小豆島町監査委員条例、また第2条の小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例について、同法第243条の2から第243条の2の6までが指定公金事務取扱者制度に関する規定として新設されたこと。また、改正前の第243条の2が、第243条の2の7に繰り下がることに伴い、下線部分の改正前の第243条の2の2は、第243条の2の8に条ずれするため、これに対応するための改正を行うものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町監査委員条例及び小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第55号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第55号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第55号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第55号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いいたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

第12条は、罰則に関する規定でございます。

これまで国民健康保険の資格を喪失した場合、被保険者証の返還を求めており、これに応じない場合は過料を科すこととしておりましたが、被保険者証の廃止により、この規定を削除するものでございます。

あわせて、国民健康保険法の改正により、項番号を変更するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和6年12月2日からとし、経過措置として、この条例の施行日以前にした行為に対する罰則の適用について政令により規定されている場合は、なお従前の例によるものとしてございます。以上、簡単ではございますが、議案第55号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 12月2日からの保険証廃止ということですが、発行廃止ですけれども、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるのではないかっていうことが、町民とかの中で不安があると思うんですけれども、具体的にはどうなるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 現在、小豆島町の住民の方でマイナンバーカードを所持している方というのが1万1,382人、登録率が85.34%となっております。このう

ち、国民健康保険の加入者につきましては、マイナ保険証の保険証登録をしている方というのは、登録者数が2,033人となっております。これ以外のマイナ保険証を保有していない方というのは、マイナ保険証に代わりまして資格確認書を発行することとなっております。その確認証を医療機関に提示して受診していただくということになっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第55号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

そもそも、マイナンバーカードを作るかどうかは任意です。さらに、マイナカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために、保険証を廃止することには全く道理がありません。任意であることを患者、国民に徹底すべきです。

政府は、現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付するとしています。また、マイナ保険証を持つ人が、自分の保険情報が正しくひもづけられているか確認するために、資格確認書とは別に資格情報のお知らせという書面も配付します。資格確認書、資格情報のお知らせのどちらにも、保険資格について保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても、同様のものを配付するわけです。支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

医療機関の窓口では、マイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電など、様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われているのが保険証です。円滑に受診するために、マイナ保険証とともに保険証を持参することを厚労省も推奨してきました。

保険証廃止後は、資格情報のお知らせを提示することになります。何のために保険証を廃止するのか意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。資格確認書、資格情報のお知らせを発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど手間がかかります。細やかに配付しないと、保険資格の確認ができず、窓口で10割負担を強いられる事例が生じます。これを防ぐのは、保険者の責務ですが、大変な作

業になります。

さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければならないことです。更新を忘れると窓口で10割負担を求められかねません。資格確認書も、法律では希望者が申請することになっており、当面の間、申請なしで送られてきますが、その後は決まっています。

現在、行われている自民党総裁選では、一部の候補から保険証廃止の先延ばしなどの声が出ています。国民の批判の強さの表れです。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。保険証廃止を撤回して、保険証を残すことを求めるものです。以上のことから反対します。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 私は、議案第55号について賛成の立場で意見を述べます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証は国が進めるものであり、申請手続の簡略化やデータ連携による正確な診療が可能になるなど、住民にとってメリットは大きいと考えます。

また、マイナ保険証の普及に伴う健康保険証廃止についても、既に国において可決成立されており、本議案は法令に基づいた必要な条例整備であると理解いたします。よって、私は議案第55号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第55号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第56号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次に、日程第8、議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島オリーブ公園の大研修室を廃止するとともに、体験学習室及びオリベックスうちのみに係る利用料金を見直し、物価や所要経費の変動等に対応した適正な利用者負担を求めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集8ページをお願いいたします。

町長からの提案理由にございましたとおり、小豆島オリーブ公園の記念館の中にあります大研修室を売店に改修するため、大研修室を廃止するとともに、記念館北側のミロスといたします体験実習室の利用料金を関連施設と同様の料金体系に改正するものでございます。

また、第11条により、指定管理者は町長の承認を受けて利用料金を定めることができますが、別表第2に掲げる額を超えてはならないと規定されておりますので、オリベックスうちのみ宿泊料金について、物価や所要経費等の変動にも対応できますよう、上限額の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第1条でございます。

9ページをご覧ください。

第10条、利用料金、第11条、町長の承認等の関係につきまして、右側正前の別表第2の表から下線部分の区分、大研修室、単位、金額を全て削除し、左側改正後の表とするものでございます。

あわせて、表の見出し欄の金額に（円）を追加する字句修正を行うものです。

続きまして、第2条でございます。

同じく第10条、第11条関係となりますが、別表第2、体験実習室の利用料金につきまして、右側改正前の単位、金額から左側改正後の表に示すとおり、1時間当たり800円と改正し、町民の利用料金は2分の1の額とするものでございます。ただし、冷暖房料は実費を徴収することとしております。

続いて、オリベックスうちのみの宿泊料金につきまして、エネルギー価格や物価等の所要経費の変動に対応できますよう、1室1泊の上限額を改正後の表に示すとおり3万円とするものでございます。

なお、オリベックスうちのみは5名定員の4部屋と2名定員の1部屋の5部屋となっており、シーズン別の料金体系を設定しております。

10ページをご覧ください。

附則としまして、第1条については、令和6年10月1日。第2条については、令和7年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第57号 小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、オートビレッジYOSHIDAの浴場に係る料金体系を見直し、適正な利用者負担を求めることにより、健全な施設運営を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集11ページをお願いいたします。

町長から提案理由にございましたとおり、オートビレッジYOSHIDAの浴場の料金体系を見直すもので、1年間の定期券を廃止し、町民限定の回数券を規定するものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

11ページをご覧ください。

初めに、他条例と表記を統一するため、改正後の表第12条につきまして、下線に示すとおり、見出しの字句修正を行うもので、別表第2につきましては、関連条文である第11条を追加するものでございます。

12ページをご覧ください。

別表第2につきまして、同様に見出しの表記を統一するもので、左側改正後の表のとおり、金額に（円）を追加する字句修正を行うものです。

続きまして、浴場につきましては、1行目、単位を1人につき1回と字句修正をするものでございます。2行目は、1人1年当たりの金額を定めております定期券の規定を削除し、町民限定の回数券、11回券4千円を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号小豆島オートビレッジYOSHIDA条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第10 議案第58号 小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町健康生きがい中核施設の利用料金及び料金体系を見直し、適正な利用者負担を求めることにより、健全な施設運営を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集14ページをお願いいたします。

小豆島町健康生きがい中核施設サン・オリーブは、平成14年の開設から20年以上が経過し、社会情勢や周りの環境など状況が大きく変化をしております。今後、サン・オリーブが施設本来の役割を担いながら、少しでも長く運営できますよう、先ほど町長からの提案理由にございましたとおり、浴場をはじめとした利用料金や料金体系を見直し、上限額の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

15ページをご覧ください。

別表における第10条、第11条関係の上限額について、右側改正前の欄に掲げる規定を、左側改正後の欄に下線で示すように改正するものでございます。

また今回、表中に営利目的の利用と営利目的以外の利用について区別して上限金額を規定し、応分の利用者負担を求めることとしたものでございます。

初めに、浴場でございます。

1人につき1回の金額を千円に改正するものです。また、1人につき1年間の金額を定めております定期券の規定を削除し、町民限定の回数券11回券5千円を規定するものでございます。

続いて、多目的ホールでございます。

新たに、利用目的の区分を設け、営利目的の利用は上限額が1時間当たり1万5千円、営利目的以外の利用は1万円と規定し、町民の利用料金は2分の1の額とするものでござ

います。

続いて、和室でございます。

サン・オリーブの2階にございます和室ですが、これまで「第1会議室、第2会議室」としておりましたが、利用者の方に分かりやすくするために、名称をそれぞれ「第1和室と第2和室」に改正するものでございます。

第1和室の利用料金につきましては、営利目的の利用は上限が1日当たり4千円、または売上額。これは、消費税及び地方消費税の額を除くものですが、売上額に100分の30を乗じて得た額のいずれか高い額とするものでございます。また、営利目的以外の利用は1時間当たり2千円とし、町民の利用料金は2分の1の額とするものでございます。

第2和室につきましても、金額は第1和室と同様の金額で規定するものでございます。
16ページをご覧ください。

改正前の第3会議室は、1階の多目的ホール横の会議室でございますが、第1会議室、第2会議室の名称を和室とさせていただいたことにより、「第3会議室」を「会議室」と改正するものでございます。

また、同様に利用希望区分を規定し、営利目的での利用は1時間当たり3千円、営利目的以外の利用は1時間当たり5千円とし、町民の利用料金は2分の1の額とするものでございます。

次は、新たに規定した区分でございます。

飲食提供施設として、現在のレストランについて貸出しができますよう、利用料金額の上限額を規定するものでございます。

営利目的での利用は、1日当たり1万円、または売上額に100分の30を乗じて得た額のいずれか高い額とするものでございます。また、営利目的以外での利用は1時間当たり5千円とし、町民の利用料金は2分の1の額とするものでございます。

続いて、トレーニングルームAです。3階にございますトレーニングジムでございますが、1人につき1回「208円」を「400円」と改正するものでございます。

また、1人につき1年間の金額を定めております定期券を削除し、町民限定の回数券6回券千円を規定するものでございます。

トレーニングルームBにつきましては、3階のフローリングの部屋となりますが、1時間当たり1,500円とし、町民の利用料金は2分の1の額とするものでございます。

欄外をご覧ください。

別表の中に、備考欄を追加しましたことから、欄外の備考を「注」と改正し、新たに2

項を規定するものでございます。

17ページをご覧ください。

2項が新たに規定しました売上額の説明でございます。別表中に規定する売上額は、利用者が各施設において飲食物、特産品、その他物品、サービス等を販売して得た対価の総額を言うこととするものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第59号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島ふるさと村の宿泊施設等の利用料金を見直し、物価や所要経費の変動等に対応した適正な利用者負担を求めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（相原隆幸君） 議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてご説明します。

上程議案集18ページをお願いします。

町長からの提案理由にございましたように、小豆島ふるさと村の運営改善におきまして、宿泊施設をはじめ、交流ふれあい農園、イベント広場などにおける管理運営に際し、物価高騰や電気料金など所要経費の変動に対応した適正な利用者負担を求めるに当たり、当該施設における上限金額を見直すため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表に沿って説明します。

まず、18ページ、第1条の表における第10条関係、利用料金に係る別表第2の施設につきまして、改正後の欄に下線で示すように、オートキャンプ場及びデイキャンプ場、いずれも上限額を改正するもので、併せて備考欄記載の規定を削除するものです。

続いて、19ページをお願いします。

宿泊施設でございますが、まずファミリーロッジにつきましては、実情に合わせて1棟の1泊定員を4名から6名に増員し、室料の上限額を4万4千円に増額。

その下、ふるさとロッジ小豆島、国民宿舎小豆島につきましては、スタンダードルームを大人、小人、幼児、いずれも改正後の欄に下線で示すように上限額を増額し、備考欄記載のとおり、大人1室当たりの加算額を「5,500円」とするものです。

その下、デラックスルームにつきましても、大人、小人の上限額を改正後の欄に下線で示すように増額し、スタンダードルーム同様、備考欄記載のとおり、大人1室当たりの加算額を「7,700円」とするものでございます。

その下、交流ふれあい農園、いわゆるいちご農園につきましては、燃料高騰をはじめ、近隣における類似施設の利用料金に比べて安価であることなどを踏まえ、開設期間を12月から6月までとした上で、5月までを「1,760円」、6月を「1,540円」とし、料金の切替え時期の変更と併せて、大人料金をいずれも330円増額するものであります。

続きまして、20ページ、第2条の表でございますが、第1条同様、第10条関係、利用料金に係る別表第2の施設につきまして、改正後の欄に下線で示すように、ワインハウスにつきましては、冷暖房料1時間当たりの料金を220円増の「770円」に、その下、ファミリープールは、備考欄3に記載のとおり、他の条例などとの表記を統一するため、「半額」から「2分の1」に改めるものです。

イベント広場につきましては、「1面1時間当たり」とする単位を、当該広場及び照明料それぞれ「1時間当たり」に改め、利用料金を1時間当たり「9,900円」、照明料を「3,960円」とするもので、備考欄1にあつては、町民利用料金を3分の1に減額、備考欄2にあつては、半面利用の場合は2分の1に減額する旨を規定するものです。

21ページになります。

交流センターについてです。こちらも電気料金の高騰などによるもので、いずれのホールも改正後の欄に下線で示すように上限額を増額するもので、備考欄記載のとおり、町民利用にあっては2分の1に減額する旨を新たに規定するものです。

以下、夢想館、室生体育館、運動場及びテニスコートにつきましても同様に、電気料金の高騰によるもので、いずれも改正後の欄に下線で示すように利用料金を増額するものでございます。

附則としまして、施行期日につきましては、第1条の表にあっては令和6年10月1日から、第2条の表にあっては令和7年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第12 議案第60号 小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和7年4月から運用を開始する小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者

の指定についてご説明申し上げます。

上程議案集の23ページをお願いいたします。

本件は、坂手港で整備を進めております小豆島坂手ポートターミナルの管理運営に関し、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回、指定管理者制度を活用する理由につきましては、公の施設の管理運営を民間に委ねることにより、施設の効果的、効率的な管理運営を推進し、住民サービスの向上と行政コストの低減を目指すものでございます。

また、本施設の整備費用につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用してございますが、交付金の申請に当たりまして地域再生計画を定め、内閣総理大臣の認定を受ける必要がございました。

この地域再生計画の作成に当たり、内閣府より施設の自立性や官民協働をより一層高めるため、指定管理者制度の導入を本計画に盛り込むよう助言をいただいたことから、地域再生計画及び施設整備計画におきまして指定管理者制度を活用する旨、計画に記載したところでございます。

指定管理者の公募につきましては、募集要項を作成し、本年7月1日から7月31日まで1か月にわたり町ホームページを通じて幅広く募集しましたが、応募がなかったことから8月5日から8月16日まで再募集を行い、8月16日に1法人から指定申請書が提出されたところでございます。

指定申請を受けまして、8月22日に小豆島坂手ポートターミナル指定管理者選定審議会を開催し、事業計画、収支計画等につき慎重な審査を賜りまして、指定基準に適合すると認められたことから議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案内容をご説明申し上げます。

1、公の施設の名称につきましては、小豆島坂手ポートターミナルでございます。2、指定管理者につきましては、名称が特定非営利活動法人小豆島坂手ポートターミナル振興協議会であり、住所は小豆郡小豆島町坂手甲1836番地21でございます。3、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。以上、簡単ではございますが、議案第60号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島坂手ポートターミナルの指定管理者の指定については総務建設常任委員会へ付託することに決定されました。

~~~~~

日程第13 議案第61号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第61号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第61号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第61号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の25ページをお願いいたします。

本案は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、香川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定により、本町をはじめ、県内各市町との協議が必要なことから、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

第4条は、広域連合が処理する事務について定めており、このうち広域連合で処理しない事務につきまして、次の26ページの別表第1で定めております。

第2号で、被保険者証及び資格確認書の引渡しについて、次の第3号では返還の受付について規定しておりますが、被保険者証廃止により、マイナ保険証を持たない方に交付す

る「資格確認書など」に変更するものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第61号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について反対いたします。

理由は、先ほども国保のところで述べましたように、保険証廃止を撤回し、保険証を残すということを求めているからです。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番三木卓議員。

○9番（三木 卓君） 私は、議案第61号について賛成の立場で意見を述べます。

健康保険証の廃止、またそれに代わるものとして、マイナ保険証を持っていない方に交付する資格確認書については、既に国において関係法令が可決成立しています。

本議案については、法令に基づいた必要な規約変更であると考えておりますので、私は議案第61号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第61号香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第62号 令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第63号 令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）及び日程第15、議案第63号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は関連する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は1億2,055万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費2,398万4千円、民生費1,805万円、衛生費3,404万8千円、農林水産業費590万6千円、商工費1,758万6千円、土木費1,355万円、消防費156万2千円、教育費586万5千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第63号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第14、議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の28ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,055万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億1,849万3千円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正でございます。

31ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

バス車両購入費補助事業につきましては、オーリーブバス車両が老朽化している中で、安全で快適な陸上交通を持続するとともに、修繕費等の抑制によってオーリーブバスの経営改革を推進するため、令和7年度につきましても土庄町とそれぞれ1台ずつを補助する計画でございますが、当初予算成立後に発注した場合、夏に車検時期が集中し、運行管理に支障を来すことから債務負担行為を設定させていただき、速やかな発注を可能とする補正予算をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、池田小学校体育館空調設備等整備事業につきましては、毎

年のように猛暑が続く中で、児童の教育環境を改善するとともに、大規模災害時の指定避難所の環境を充実するため、池田小学校体育館に空調設備等を導入するに当たり、実施設計を行うための財源として520万円の地方債補正を計上したものでございます。

次に、変更につきましては、町道坂手瀬戸馬戸線の落石防止対策事業の財源として、起債の発行額を1,250万円増額し、限度額を1,990万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費、4節共済費マイナス15万7千円は、児童手当を担当している会計年度任用職員の共済組合負担金つきまして、9月から12月分までの人件費に対し、国庫補助金を充当することが可能となったことから、児童措置費への科目更正を行うものであります。

また、同じページの真ん中より少し下になります、1目社会福祉総務費、1節報酬マイナス62万3千円、3節職員手当等マイナス34万5千円につきましても、同じ理由の科目更正でございます。

一般管理費に戻っていただきまして、12節委託料38万5千円は、本年度の住民税定額減税における年末調整に対応するため、職員給与システムの改修を委託する予算を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、5目会計管理費、11節役務費86万6千円は、内国為替制度運営費の導入によりまして、本年10月以降、公金振込につきましても1件につき110円の手数料が発生することから、当初予算で計上しておりました1件当たり68円との差額、つまり1件当たり42円、2万600件分を補正計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、14目公共交通対策費、10節需用費10万円と17節備品購入費979万円につきましては、瀬戸内国際芸術祭2025、大阪・関西万博などを絶好の機会と捉え、観光振興を進めるに当たりまして、二次交通の充実を図る必要があることから、官公庁のオーバーツーリズム未然防止抑制による持続可能な観光推進事業補助金、補助率3分の2を活用し、EVバイク等環境に配慮したモビリティを購入する予算を計上したものであり、財源は国庫補助金とふるさとづくり基金でございます。また、18節負担金補助及び交付金433万4千円と、20節貸付金866万6千円につきましても、官公庁のオーバーツーリズム対策補助金を

活用し、オーリーブバスと町営バスにバスの運行状況が把握できるバスロケーションシステムを導入するための負担金と、国庫補助金が交付されるまでの資金確保対策としての貸付金を計上したものでございます。

なお、事業実施主体につきましては、小豆島地域公共交通協議会が担い、土庄町と協議して協議会へ負担貸付けするもので、全体事業費は2,500万円を予定しており、財源はふるさとづくり基金と協議会からの返還金でございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、11節役務費7万2千円から、13節使用料及び賃借料22万2千円につきましては、本年度に入り行旅死亡人の取扱件数が増えていることから、今後の発生に備えて官報公告料、死体検案書手数料、遺体取扱い委託料、火葬場霊安室使用料の費用3名分を計上したものであり、財源は行旅死亡人取扱費戻入金でございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費、1節報酬62万3千円から、ページをめくっていただきまして、13ページの上から2行目、19節扶助費1,645万円までにつきましては、本年10月分から児童手当が大幅に拡充されることから、必要となる事務費と給付費を計上したものでございます。

今回の児童手当改正につきましては、まず高校生までが支給年齢が拡大されたことに加え、第3子以降の支給額が月額3万円に増額となっております。また、所得制限が撤廃され、第3子以降のカウント方法が18歳までから22歳までの経済的扶養者に拡大されており、支給回数につきましても年3回から年6回へと拡充されてございます。財源につきましては、大半が国庫支出金でございますが、県と町の負担は同額程度で、町負担分は一般財源で対応することになります。

次に、4款衛生費、1項2目予防費、12節委託料1,660万円につきましては、新型コロナワクチンの接種単価を当初予算では1回当たり7千円、2千回接種で概算計上しておりましたが、単価見直しにより、1回当たり1万5,300円に増額改定されたことから、その差額8,300円、2千回接種分の追加をお願いするもので、財源は新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金でございます。

その下、18節負担金補助及び交付金19万円につきましては、造血幹細胞移植手術や化学療法を行った場合に、過去の予防接種により獲得した免疫が低下もしくは消失するために、新たな免疫獲得に向けまして再接種する費用を全額補助する仕組みを創設するものであり、現在町内に1名の対象者がおいでます。なお、財源は一般財源でございます。その下、21節補償補填及び賠償金7万5千円につきましては、新型コロナウイルス予防接種に

おきまして、健康被害が認定された方1名に対し、健康被害補償金を支払うもので、財源は全額国庫支出金であります。

次に、3項水道費、1目上水道費、18節負担金補助及び交付金1,718万3千円につきましては、香川県広域水道企業団へ身分移管をした職員5名の退職手当につきまして、退職手当事務を共同処理しております香川縣市町総合事務組合から本町へ一旦返還され、同額を香川県広域水道企業団に負担金として支出する予算を計上したもので、水道企業団にあっては退職手当引当金としての会計処理がなされるものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金306万2千円は、オリーブ栽培を営む2事業者から小規模土地基盤整備事業等の補助申請があったことから、県補助制度を活用して助成するものであり、財源は全額県支出金でございます。

次に、12目有害鳥獣対策費、8節旅費34万円と10節需用費4千円は、坂手徳本地区の有害鳥獣埋設場が近い将来に満杯となる見込みであり、有害鳥獣の減容化処理に向けまして、先進地視察を実施する費用を計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金250万円は、池田漁業協同組合の振興に対し、例年同様に一般寄付があったことから同額を補助するものでございます。

次に、7款商工費、1項3目観光費、ページをめくっていただきまして、15ページの一番上でございます18節負担金補助及び交付金、説明欄1、小豆島観光協会負担金421万6千円と20節貸付金648万7千円につきましては、先ほどもご説明いたしました官公庁のオーバーツーリズム未然防止抑制による持続可能な観光推進事業補助金を活用し、小豆島観光協会が実施する多言語啓発看板と分別ごみの設置事業に対し、土庄町と協調して負担及び資金貸付を実施する費用を計上したものでございます。

多言語啓発看板につきましては、スマートフォンでQRコードを読み取ることによりまして、3か国語の音声ガイドが提供されることに加え、立入禁止区域の情報発信など、住民生活との境界をアナウンスし、観光マナーの啓発を推進するもので、島内の主要観光地10か所に設置する予定でございます。

また、分別ごみにつきましては、中山千枚田と大坂城残石記念公園にそれぞれ設置し、ポイ捨てを防止するとともに、ごみの再資源化と減量を図り、持続可能な観光振興に取り組むものでございます。

全体事業費は2,140万6千円を予定しており、そのうち国庫補助金が約3分の2、残り

3分の1を小豆2町で負担するもので、本町の負担についてはふるさとづくり基金を活用いたします。

また、説明欄2、小豆島まつり補助金189万円は、小豆島まつりに対し27の企業、団体から寄付があったことから、同額を補助するものでございます。

次に、4目観光施設費、10節需用費499万3千円は、瀬戸内国際芸術祭2025、大阪・関西万博等を生かしまして、今後の観光誘客に向けて小豆島ふるさと村の最低限の施設修繕を実施するものであり、修繕内容といたしましては客室の畳の表替え、クロスの張り替え、カーペットの張り替え、消防設備の修繕、大浴場の補修等を予定しておりまして、財源はふるさと村整備運営基金でございます。

次に、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、14節工事請負費1,250万円は、地方債補正でご説明したとおり、町道坂手瀬戸馬戸線ののり面におきまして、防護ネットの破損により落石が発生し、非常に危険な状態になっていることから、防護ネットの更新工事を実施するもので、財源は緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次に、6項都市計画費、3目雨水公共下水道建設費、14節工事請負費105万円は、片城ポンプ場の冷却水送水ポンプ1基が故障したことから、緊急の更新工事を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費、10節需用費156万2千円は、北地地区の太鼓倉前の消火栓において漏水が発生していることから緊急修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、12節委託料528万円は、地方債補正でご説明したとおり、池田小学校児童の教育環境を改善するとともに、大規模災害時の指定避難所の環境を充実するため、池田小学校体育館に空調設備等を導入するに当たり、実施設計を行うための費用を計上したもので、財源は緊急防災・減災事業債と過疎対策事業債でございます。

次に、2目教育振興費、17節備品購入費49万円は、星城小学校に対し原子力エネルギー教育支援事業補助金補助率10分の10の交付決定があったことから、簡易放射能検知器と手回し発電機の購入費16万6千円を計上したことに加えまして、池田小学校と安田小学校に対し、理科教育設備整備費等補助金補助率2分の1の交付決定があったことから、池田小学校では気体採取器を購入し、安田小学校では電気のプログラミング実験セットと時刻、時間説明板を購入するもので、費用は32万4千円となっております。なお、財源につきましては、国庫支出金とふるさとづくり基金でございます。その下、18節負担金補助及び交

付金9万5千円は、苗羽小学校音楽部を育てる会に対し、16社から指定寄付があったことから、学校振興補助金として同額を補助するものでございます。以上、議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 2点お尋ねします。

13ページのオリーブ生産拡大加速化事業、これは内容はどのようなものになるのか。

それと、池田小学校の空調の設計委託ですけど、今年度設計して来年度工事ということでしょうか。いつできるのか、来年の夏に間に合うのか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） オリーブ生産拡大加速化事業の補助金ですが、企画財政課長が申しあげましたとおり、2者から申請がございまして。両者とも小規模土地基盤整備というところで、今既に土地にオリーブが植わってるんですけども、そのオリーブがすごく古くなって傷んでいたんで、それを全部抜き取って、新たに別のところにあったオリーブを移植して整備を行うものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 池田小学校の空調の設備なんですけど、内海地区の統合小学校の体育館の空調設備の導入を予定しております。それに先行いたしまして、池田小学校体育館に令和7年度に工事を実施したく、そのため設計委託料も今回補正するものでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 7年度っていうたら来年。来年度工事、来年の夏には間に合わないということですか。

○議長（谷 康男君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 7年度4月、年度当初に工事は発注したいとは考えておりますが、設備の導入、製造とか導入で工期が夏までにはちょっと難しいとは思いますが、できるだけ早く設置したいと考えております。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 関連がありますが、その空調を入れたときに、あそこ社会教育施設的な、スポ少とかそういうなんが利用したり何やしてますけど、そういうふうな分に関しても空調なりが必要では、やったら使えるというふうな形で、料金とかそういうふう

な分も考えていくというふうなことになるんですか。

○議長（谷 康男君） 森生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 稔君） 今現在、スポーツ少年団についてもエアコンがついてないところが多いんですけれども、今は拳法、剣道、これについては今センターの2階を使っております。スポーツ少年団につきましては、会場使用料については免除しております。エアコン空調、今年の夏非常に暑かったことがありまして、ほぼ初めて、過去にも1回か2回はあるんですけれども、今回もう練習をするのにエアコンが欲しいということで、スポーツ少年団に関しては2分の1減免で使用をしておりますので、恐らく池田小学校も学校開放で社会体育として使う場合については同等の扱いになると考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第15、議案第63号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第63号令和6年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の32ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,565万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,891万7千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書によりご説明いたします。

説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

8 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金2,565万 2 千円でございます。介護保険給付費負担金等につきまして、前年度分の精算により、返還に要する額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項 2 目22節償還金利子及び割引料2,565万 2 千円でございます。これは、介護給付費等に係る国、県及び社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けた負担金、補助金等につきまして、令和 5 年度の実績に対し、過大に交付を受けた額を返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第63号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号令和 6 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、9 月20日の本会議をお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は9 月20日金曜日午後 1 時から会議を開きます。

これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時30分